

泊 村

住生活基本計画

令和 3 年 3 月

泊 村

目 次

1. 住生活基本計画の目的	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の期間	1
2. 泊村の概要	2
(1) 位置・自然・社会環境等	2
(2) 人口と世帯	3
3. 泊村の住宅事情	7
(1) 住宅の現状	7
4. 公営住宅等の状況	11
(1) 公営住宅等管理の状況	11
(2) 公営住宅等入居者の状況	16
5. 上位・関連計画などのまとめ	21
(1) 上位計画	21
(2) 関連計画	35
6. 村民意向の把握	37
(1) 調査の概要	37
(2) 調査結果の概要	37
7. 泊村の住宅と住環境に関する課題	48
(1) 課題の整理	48
8. 泊村の住宅施策	51
(1) 基本理念・基本目標	51
(2) 施策の検討	52
(3) 公営住宅等の需要の見通し	58
9. 施策の実現に向けて	61
(1) 施策の実現に向けた連携の必要	61
■資料編	62

1. 住生活基本計画の目的

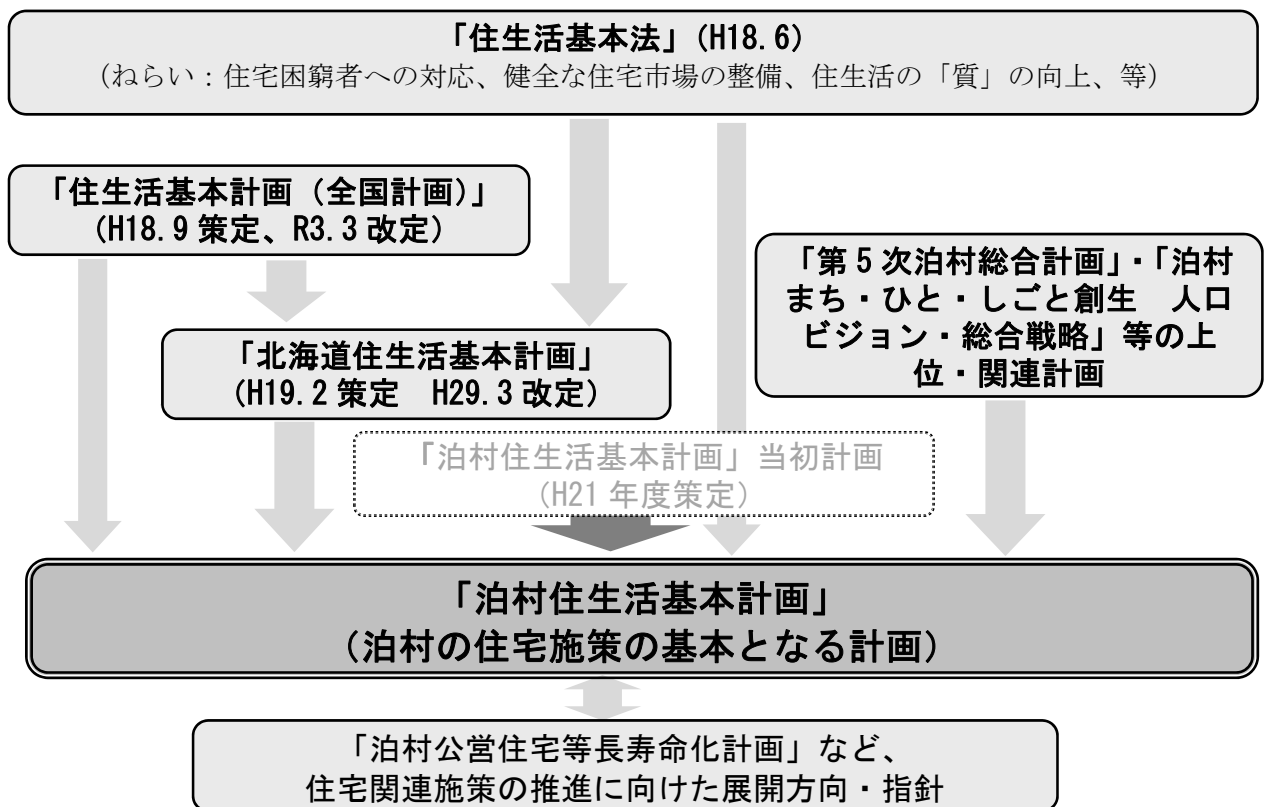
(1) 計画の目的

本計画は、住生活基本法の制定により策定された「北海道住生活基本計画」を踏まえて、泊村の住宅施策の基本的な方向をとりまとめたものです。

泊村においては、平成 21 年度に当初の「泊村住生活基本計画」を策定し、総合的な住宅政策を推進してきたところです。その後、国や北海道の住生活基本計画の見直しや、「第 5 次泊村総合計画」、「泊村まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」等を受けて、村の住宅を取り巻く環境変化に対応すべく、新たな計画として策定するものです。

なお、本計画は、泊村の住宅・住環境の全体を対象とし、地域の住宅事情や課題を踏まえ、今後の泊村における住宅に関する基本となる計画であり、泊村の住宅施策の推進に資することを目的とするものです。

図 泊村住生活基本計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とし、計画期間内においても泊村を巡る社会経済情勢の変化等に応じて、必要な場合は見直しを行います。

(1) 位置・自然・社会環境等

泊村には、日本海を望める「カブトラインパーク」など、日本海と山々に囲まれた美しい景観を有し、この自然が織り成す四季折々の移り変わりは、訪れる多くの人々を魅了しています。

（２）人口と世帯

①人口・世帯数の推移

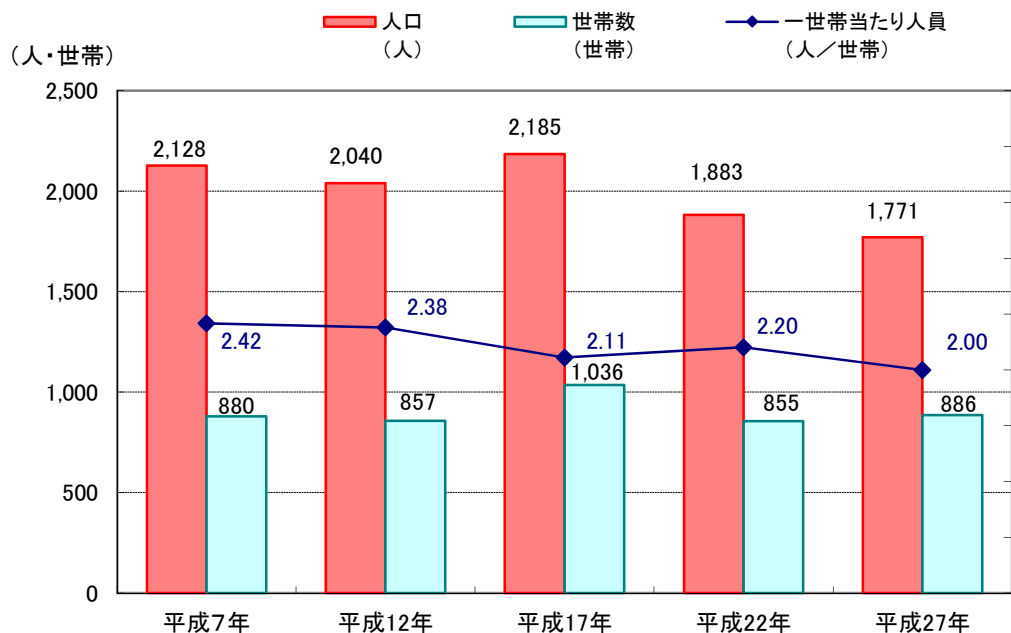
泊村の人口は、平成 27 年で 1,771 人となっています。

人口の推移をみると、平成 7 年の 2,812 人から平成 27 年までの 20 年間で 300 人以上減少し、平成 7 年の 8 割程度となっています。

一方、村の総世帯数は、平成 7 年の 880 世帯から横ばい傾向が続いており、平成 27 年の国勢調査結果で 886 世帯となっています。

また、世帯人員はこのような人口と世帯数の動向に対応して縮小傾向にあり、平成 27 年には 2.00 人／世帯となっています。

図 人口と世帯数の推移



資料：国勢調査

表 人口と世帯数の推移

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口 (人)	2,128	2,040	2,185	1,883	1,771
世帯数 (世帯)	880	857	1,036	855	886
一世帯当たり人員 (人／世帯)	2.42	2.38	2.11	2.20	2.00

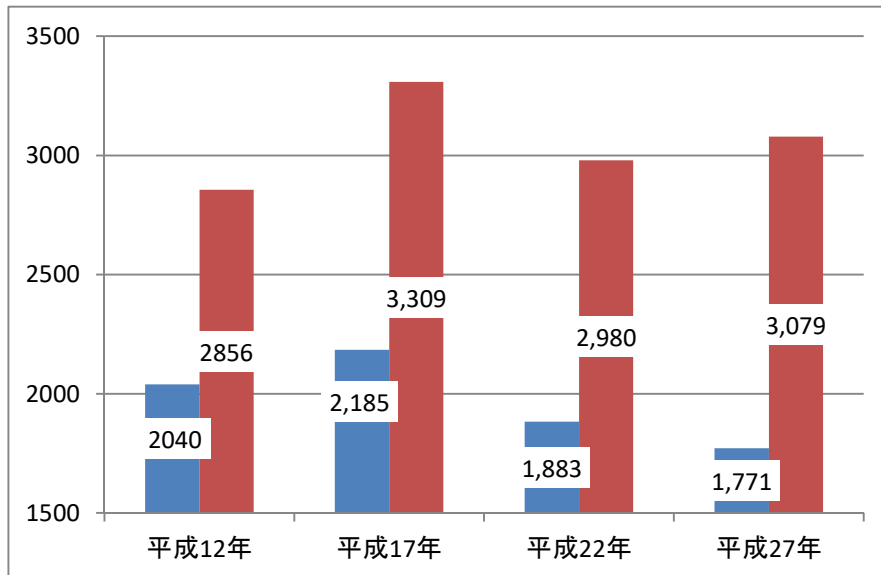
資料：国勢調査

②夜間人口・中間人口の推移

昼間人口と夜間人口（総人口）の推移について以下に示します。

各年とも 100%以上で推移しており、平成 27 年では 170%を超えています。

図 昼間人口と夜間人口（総人口）の推移



資料：国勢調査

表 昼間人口と夜間人口（総人口）の推移

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(夜間人口)	2040	2,185	1,883	1,771
昼間人口	2856	3,309	2,980	3,079
昼夜間人口比	140.0%	151.4%	158.3%	173.9%

注) グラフ・表中の割合は、四捨五入表記の為、合計が 100%とならない場合もある。(以下同様)

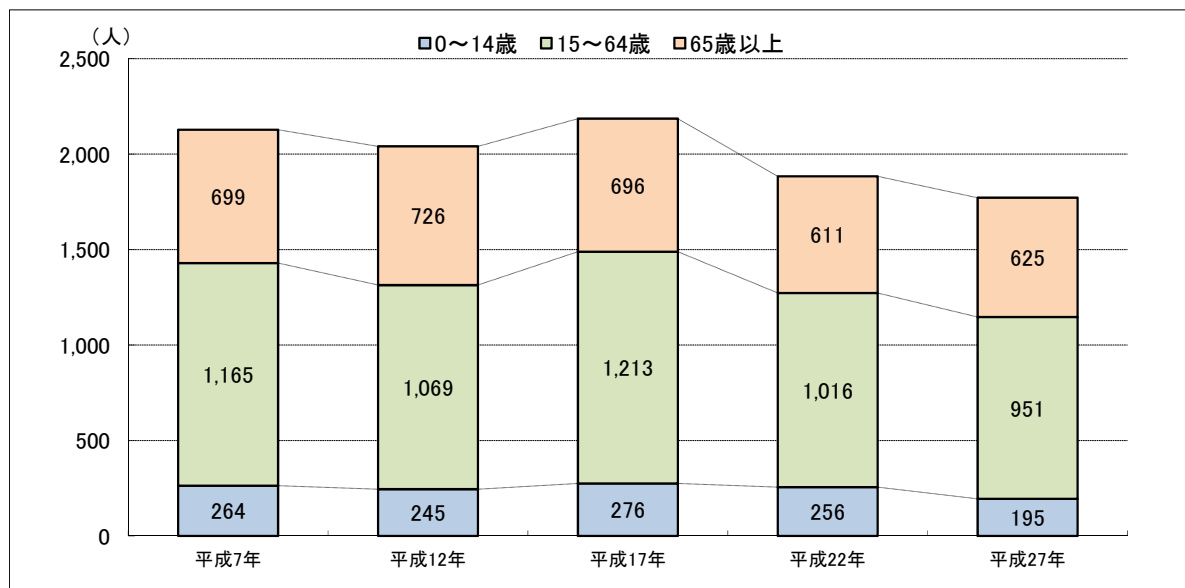
資料：国勢調査

③年齢別人口の推移

年齢別人口の推移をみると、総人口の減少に伴い各年齢層とも総数は減少傾向にあります。

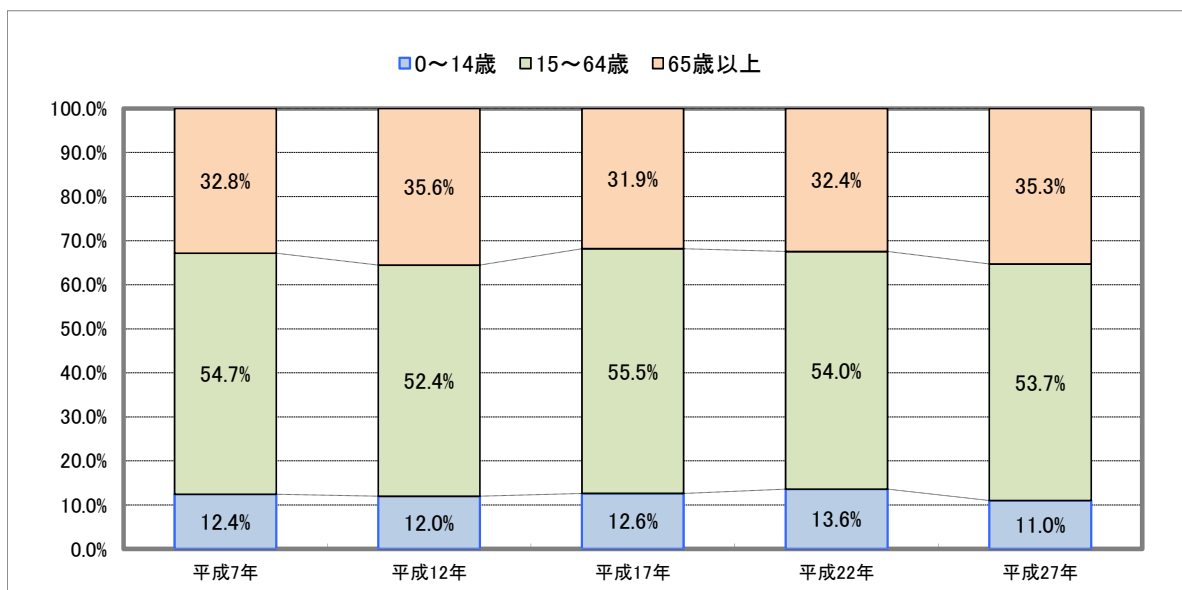
また、それぞれの割合は平成7年からほぼ同程度で推移しており、平成27年においては、0～14歳が35.3%、15～64歳が53.7%、65歳以上が11.0%となっています。

図 年齢別人口の推移



資料：国勢調査

図 年齢別人口割合の推移

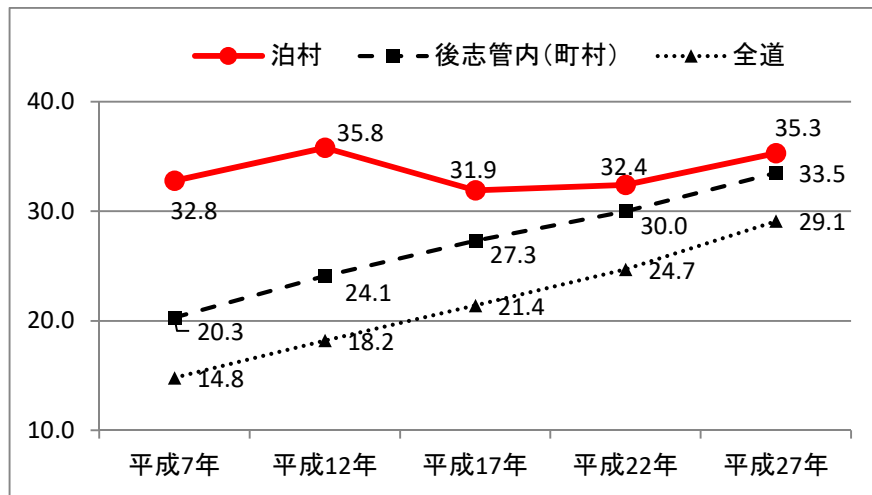


資料：国勢調査

④高齢化割合の推移

65 歳以上の高齢者割合の推移について全道や後志管内（町村）と比較すると、泊村の高齢化率は高い水準で推移しているといえます。

図 人口の高齢化割合の推移

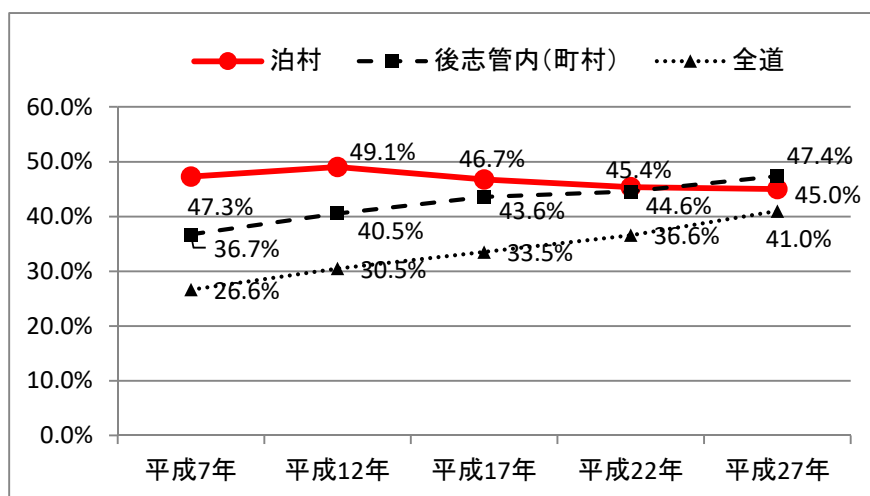


資料：国勢調査

⑤高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯割合（一般世帯に占める 65 歳以上高齢者のいる世帯割合）について、泊村は 45%を超える値で推移しています。

図 高齢者のいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

3. 泊村の住宅事情

(1) 住宅の現状

①所有形態別世帯の推移

泊村における住宅所有形態別世帯割合の推移をみると、公営住宅等割合は平成7年の20.0%から上昇しており、平成27年においては28.7%となっています。

一方、他の所有形態の推移をみると、民営借家・給与住宅・間借りは10%以下で推移しており、持ち家については、平成7年の70.7%から平成27では59.8%と減少しています。

また、北海道及び管内と比較すると、泊村においては公営住宅等の率が高い状況といえます。

図 住宅所有関係別世帯数の推移

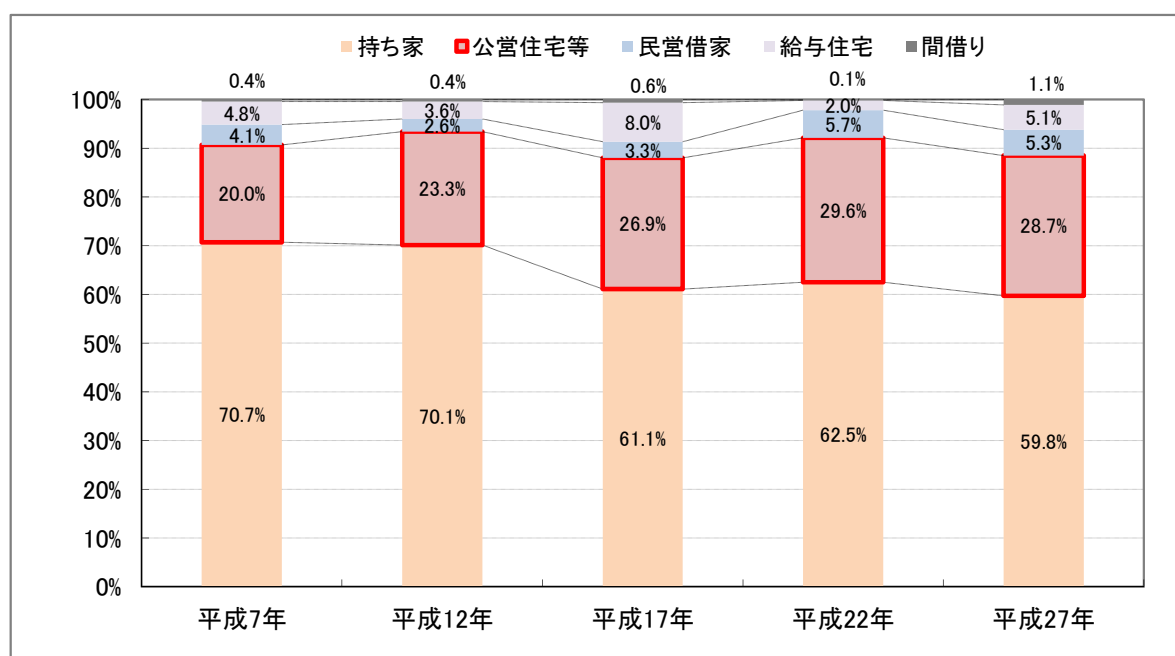
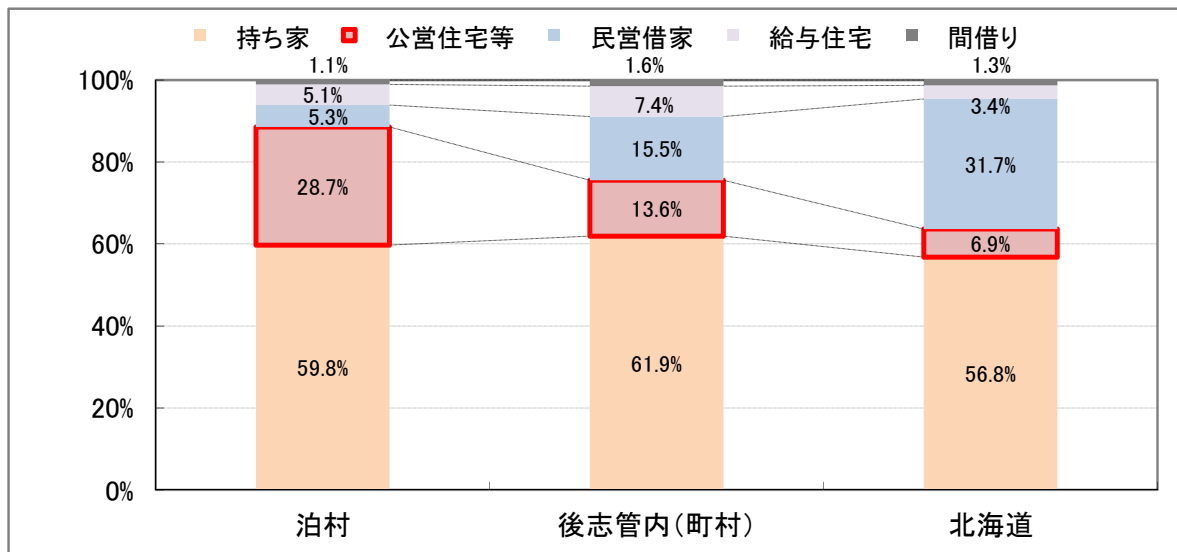


表 住宅所有関係別世帯数の推移

項目	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比
住宅に住む一般世帯	799	100.0%	780	100.0%	821	100.0%	739	100.0%	748	100.0%
持ち家	565	70.7%	547	70.1%	502	61.1%	462	62.5%	447	59.8%
公営住宅等	160	20.0%	182	23.3%	221	26.9%	219	29.6%	215	28.7%
民営借家	33	4.1%	20	2.6%	27	3.3%	42	5.7%	40	5.3%
給与住宅	38	4.8%	28	3.6%	66	8.0%	15	2.0%	38	5.1%
間借り	3	0.4%	3	0.4%	5	0.6%	1	0.1%	8	1.1%

資料：国勢調査

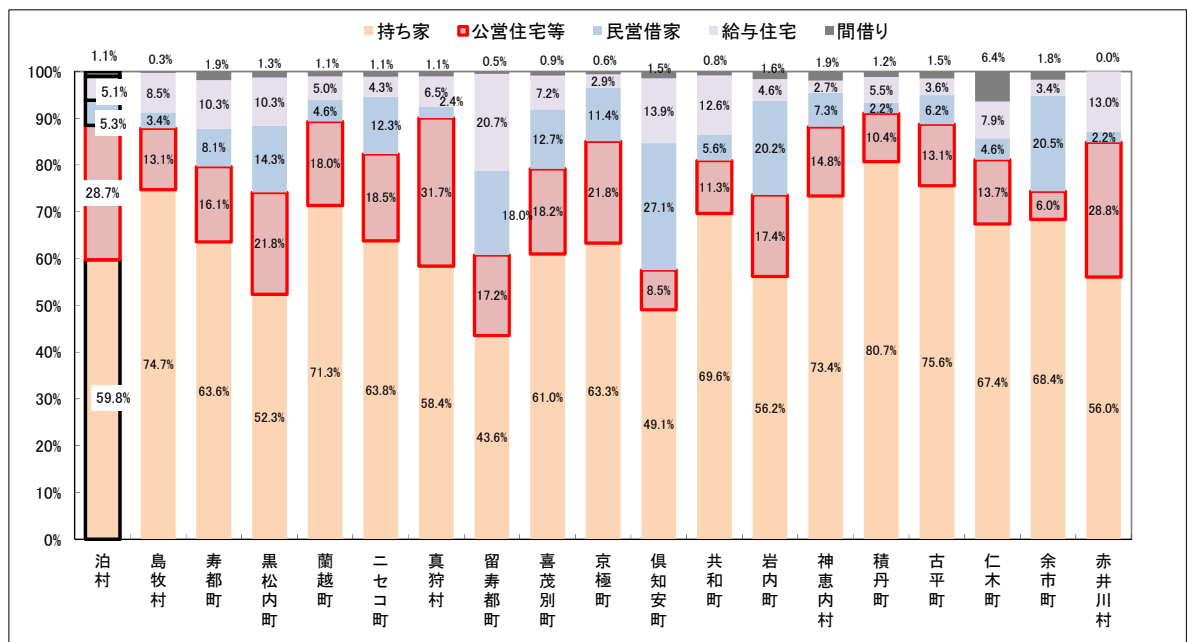
図 所有関係別世帯の比較



資料：国勢調査

次に、後志管内の他の町村と比較すると、公営住宅等の割合は、真狩村（31.7%）、赤井川村（28.8%）に続き、管内で3番目に高い割合となっている。

図 後志管内町村の住宅所有関係別世帯数の割合（H27）



資料：国勢調査

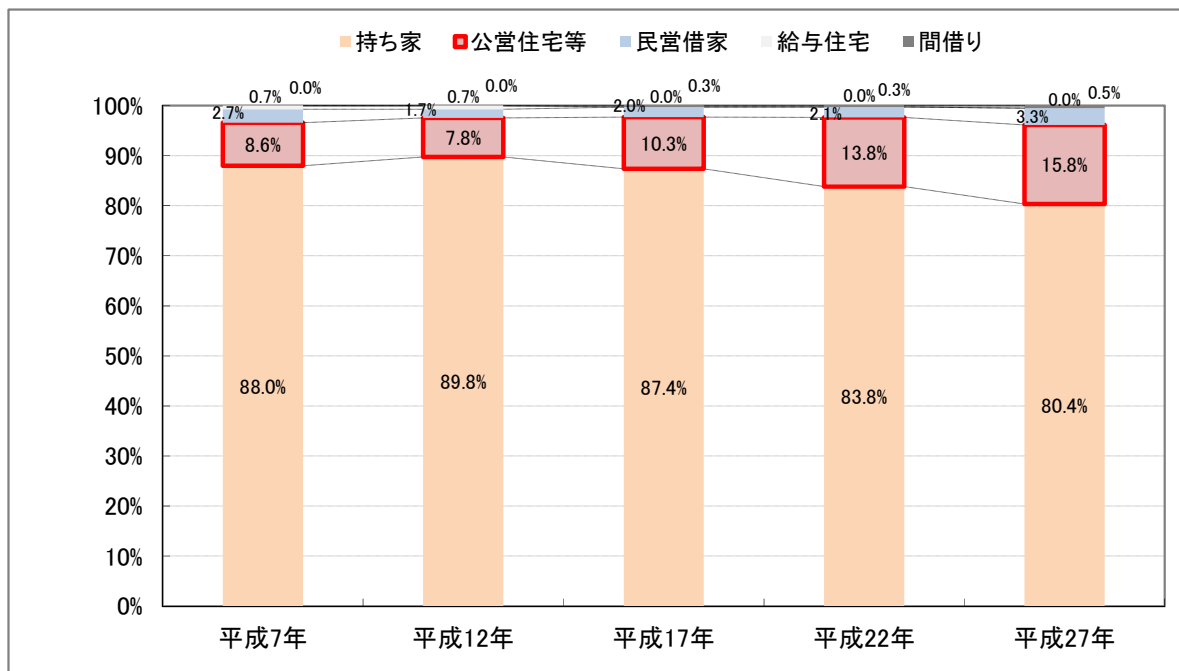
②高齢者の居住状況

1) 高齢者のいる世帯における所有関係別世帯数の動向

所有関係別の 65 歳以上高齢者のいる世帯割合の推移をみると、公営住宅等の占める率が徐々に大きくなっています。

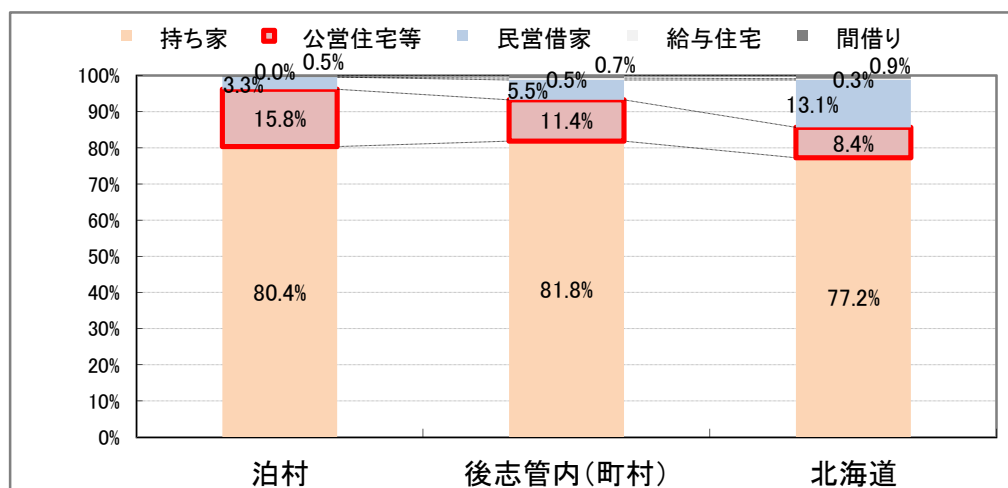
また、泊村においては、管内および全道と比較して、公営住宅等に住む高齢者割合が高いといえます。

図表 65 歳以上親族のいる世帯の所有形態の推移



資料：国勢調査

図 65 歳以上親族のいる世帯の所有形態割合の比較（平成 27 年）

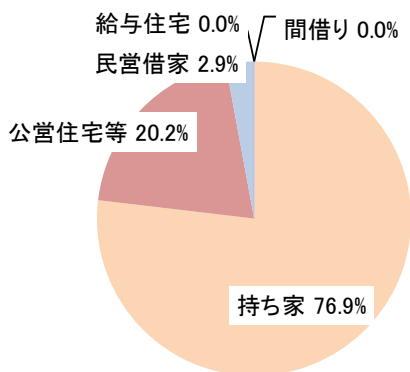


資料：国勢調査

2) 高齢単身者の居住状況

単身高齢者の居住状況をみると、公営住宅等に居住する単身高齢者の割合が20.2%と、持ち家（76.9%）に次いで高くなっています。

図 65 歳以上の単身世帯の所有関係別世帯割合（平成 27 年）



資料：国勢調査

③住宅の新設状況

泊村における最近の住宅着工の状況は以下のようになっています。着工件数については、年次によりばらつきがあり、近年は年間2～9戸程度で推移しています。

表 住宅着工数の推移

単位：戸

建て方 区分	年度		
	H29	H30	R1
一戸建	1	2	3
長屋建	0	0	0
共同住宅	8	0	0
合計	9	2	3

単位：戸

所有 区分	年度		
	H29	H30	R1
持ち家	1	2	3
貸家	8	0	0
給与住宅	0	0	0
分譲住宅	0	0	0
合計	9	2	3

資料：住宅着工統計

④住宅関連の助成金等の利用実績

泊村では、「ふるさと定住促進条例」に基づいて、様々な定住促進などに関する助成事業を行っています。

このうち、住宅に関する助成としては、村内に住宅を新築・中古住宅購入・増改築した場合の「新築住宅等奨励金」とともに、村内の民間賃貸住宅居住者に対する「賃貸住宅家賃助成」及び「廃屋解体助成金」があり、以下のような利用実績です。

表 助成金等の利用実績

単位：千円

項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
住宅新築等奨励金	新築	1件	2,000	3件	6,000	－	－	0件	0	2件	4,000
	改修	16件	3,630	9件	2,929	9件	2,122	4件	709	15件	5,730
	中古購入	－	－	1件	450	1件	77	1件	140	1件	400
	総額	17件	5,630	13件	9,379	10件	2,199	5件	849	18件	10,130
賃貸住宅家賃助成金	総額	9,119		12,280		12,955		10,264		6,494	
廃屋解体助成金	総額	1,500		1,740		905		1,975		2,928	

資料：泊村調べ

4. 公営住宅等の状況

(1) 公営住宅等管理の状況

① 団地の概要

泊村の公営住宅等は、公営住宅・特定公共賃貸住宅・村単独住宅で構成されており、
村営住宅においては高齢者住宅も管理されています。

令和2年3月末現在の管理棟数と戸数は、それぞれ47棟、231戸となっています。

表 各団地の一覧

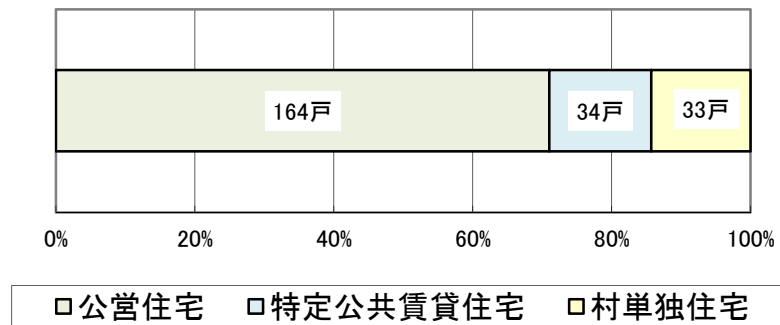
区分	地区	団地名	管理の状況(令和2(2020)年3月末日現在)						駐車場の有無	物置の有無	集会所の有無	公園・広場の有無	備考	
			棟数 (棟)	管理戸数 (戸)	建設年度	構造(戸)								
						木造	簡易耐火構造 平屋建	準耐火構造						耐火構造
公営住宅	盃	茂岩団地	1	4	H12			4	○	○	×	×	特公賃と同じ棟 ・1棟6戸(公4戸、特2戸)	
		盃団地	1	4	H28			4	○	○	×	×	特公賃と同じ棟 ・1棟8戸(公4戸、特4戸)	
		盃第二団地	1	4	S58		4		×	○	×	×		
		盃第三団地	1	4	H3			4	○	○	×	×		
		盃新団地	1	6	H24			6	○	○	×	×	特公賃と同じ棟 ・1棟8戸(公6戸、特2戸)	
	泊	照岸団地	2	12	H11			12	○	○	×	×	2号棟は特公賃と同じ棟 ・1棟8戸(公4戸、特4戸)	
		照岸第二団地	1	12	H22			12	○	○	×	×		
		糸泊第二団地	3	12	S52-8戸,S53-4戸		12		×	○	×	×		
		臼別第二団地	1	8	S62			8	×	○	×	×		
	茅沼	茅沼団地	10	46	S53-4戸,S54-8戸, S55-8戸,S58-8戸, S60-8戸, H16-10戸(耐火)		36	10	S53~60: × H16: ○	S53: ○ S54~60: × H16: ○	×	×	H16棟は特公賃と同じ棟 ・1棟12戸(公10戸、特2戸)	
		茅沼第二団地	1	4	H12			4	○	○	×	×	特公賃と同じ棟 ・1棟8戸(公4戸、特4戸)	
		茅沼南山団地	1	4	S35		4		×	×	×	×		
	洪井・堀株	滝の淵団地	3	20	H13-6戸,H14-8戸, H15-6戸			20	○	○	×	×	3棟とも特公賃と同じ棟 H13棟: 公6戸、特6戸 H14棟: 公8戸、特4戸 H15棟: 公6戸、特6戸	
		洪井団地	1	4	H3			4	○	○	×	×		
		堀株団地	3	20	S55-4戸(簡平), H5-8戸,H6-8戸		4	16	S55: × H5.6: ○	○	×	×		
	小計			31	164	-	0	60	52	52	-	-		
特定公共賃貸住宅 (地域優良賃貸住宅)	盃	茂岩団地	-	2	H12			2	○	○		×	公営と同じ棟	
		盃団地	-	4	H28			4	○	○		×	公営と同じ棟	
		盃新団地	-	2	H24			2	○	○		×	公営と同じ棟	
	泊	照岸団地	-	4	H11			4	○	○		×	公営と同じ棟	
		茅沼団地	-	2	H16			2	○	○		×	公営と同じ棟	
	茅沼第二団地	-	4	H12			4	○	○		×	公営と同じ棟		
	洪井・堀株	滝の淵団地	-	16	H13-6戸,H14-4戸, H15-6戸			16	○	○		×	3棟とも公営と同じ棟	
	小計			0	34		0	0	10	24	-	-	-	-
村単独住宅	泊	照岸団地	1	8	H9			8	○	○	×	○	照岸団地合計3棟のうち、 H9棟8戸は全て村単独	
		臼別団地	2	12	H13-6戸, H14-6戸			12	×	×	×	×		
		臼別新団地	13	13	H13-2戸, H14-7戸, H15-2戸, H16-2戸	13			○	○	×	×	高齢者住宅	
	小計			16	33		13	0	8	12	-	-	-	-
合計			47	231		13	60	70	88	-	-	-	-	

資料：泊村調べ

②管理区分別戸数

泊村の公営住宅等の内訳をみると、公営住宅が164戸（71.0%）と最も高く、特定公共賃貸住宅が34戸（14.7%）、村単独住宅が33戸（14.3%）となっています。

図 管理区分別戸数

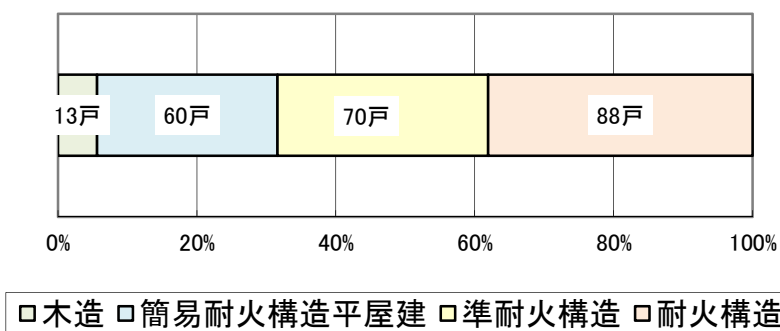


資料：泊村調べ

③構造別戸数

構造別戸数では、耐火構造が88戸（38.1%）と最も多く、次いで準耐火構造が70戸（30.3%）、簡易耐火構造平屋建が60戸（26.0%）、木造が13戸（5.6%）となっています。

図 構造別戸数

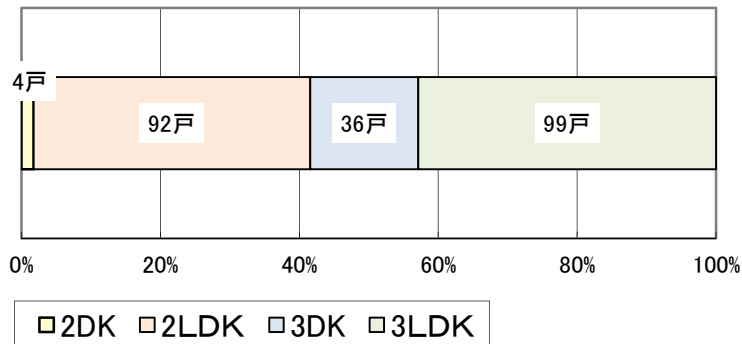


資料：泊村調べ

④タイプ別戸数

タイプ別戸数では、3LDKが99戸(42.9%)と最も多く、2LDKが92戸(39.8%)、3DKが36戸(15.6%)、2DKが4戸(1.7%)となっています。

図 タイプ別戸数

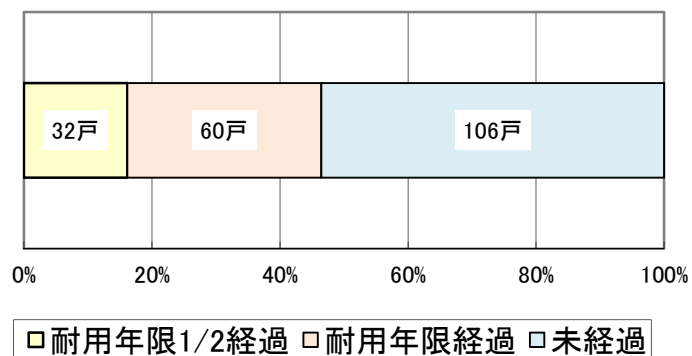


資料：泊村調べ

⑤老朽化の状況

村単独住宅(合計33戸)を除く公営住宅等と特定公共賃貸住宅の合計198戸のうち、令和元年度末で耐用年限を経過している住戸は60戸(30.3%)であり、また、耐用年限の1/2を経過している住戸は32戸(16.2%)であり、あわせて全体の46.5%を占めています。

図 耐用年限経過等戸数



※構造別の耐用年限 木平・簡平：30年 準耐火：45年 耐火：70年

資料：泊村調べ

⑥空き家の状況

空き家の状況は以下の表のようになっており、うち、特定公共賃貸住宅については、空き家率が低い状況となっています。

表 団地別の空き家の状況

令和元年度末

区分	地区	団地名		棟数	管理戸数	入居戸数	空き家の状況				備考
							合計	一般	政策	空き家率	
公営住宅	盃	茂岩団地	H12	1	4	4	0	0	0	－	
		盃団地	H28	1	4	4	0	0	0	－	
		盃第二団地	S58	1	4	3	1	1	0	25.0%	
		盃第三団地	H3	1	4	4	0	0	0	－	
		盃新団地	H24	1	6	3	3	3	0	50.0%	
	泊	照岸団地	H11	2	12	6	6	6	0	50.0%	
		照岸第二団地	H22	1	12	12	0	0	0	－	
		糸泊第二団地	S52-8戸,S53-4戸	3	12	11	1	1	0	8.3%	
		臼別第二団地	S62	1	8	6	2	2	0	25.0%	
	茅沼	茅沼団地	S53-4戸,S54-8戸, S55-8戸,S58-8戸, S60-8戸, H16-10戸(耐火)	10	46	40	6	6	0	13.0%	
		茅沼第二団地	H12	1	4	3	1	1	0	25.0%	
		茅沼南山団地	S35	1	4	3	1	1	0	25.0%	
	渋井・堀株	滝の澗団地	H13-6戸,H14-8戸, H15-6戸	3	20	12	8	8	0	40.0%	
		渋井団地	H3	1	4	3	1	1	0	25.0%	
		堀株団地	S55-4戸(簡平), H5-8戸,H6-8戸	3	20	19	1	1	0	5.0%	
	小計			－	31	164	133	31	31	0	18.9%
特定公共賃貸住宅	盃	茂岩団地	H12	－	2	2	0	0	0		
		盃団地	H28	－	4	3	1	1	0	25.0%	
		盃新団地	H24	－	2	2	0	0	0	－	
	泊	照岸団地	H11	－	4	4	0	0	0	－	
	茅沼	茅沼団地	H16	－	2	2	0	0	0	－	
		茅沼第二団地	H12	－	4	4	0	0	0	－	
	渋井・堀株	滝の澗団地	H13-6戸,H14-4戸, H15-6戸	－	16	16	0	0	0	－	
	小計			－	0	34	33	1	1	0	2.9%
村単独住宅	泊	照岸団地	H9	1	8	4	4	4	0	50.0%	
		臼別団地	H13-6戸, H14-6戸	2	12	10	2	2	0	16.7%	
		臼別新団地	H13-2戸,H14-7戸, H15-2戸,H16-2戸	13	13	13	0	0	0	－	
	小計			－	16	33	27	6	6	0	18.2%
合計			－	47	231	193	38	38	0	16.5%	

※政策空き家の位置づけは無し

資料：泊村調べ

⑦応募倍率の状況

最近５か年における団地別の募集・応募状況は以下の様になっています。

うち、特定公共賃貸住宅については、応募倍率が高い傾向にあります。

表 団地別募集・応募状況

区分	地区	団地名	棟数	管理戸数	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			合計			備考
					募集戸数	募集件数	倍率	募集戸数	募集件数	倍率	募集戸数	募集件数	倍率	募集戸数	募集件数	倍率	募集戸数	募集件数	倍率	募集戸数	募集件数	倍率	
公営住宅	盃	茂岩団地	1	4																			
		盃団地	1	4				4	5	1.3	1	1	1.0							5	6	1.2	
		盃第二団地	1	4				1	0	0.0										1	0	0.0	
		盃第三団地	1	4																			
		盃新団地	1	6	1	1	1.0	1	1	1.0							4	3	0.8	6	5	0.8	
	泊	照岸団地	2	12	1	2	2.0							2	3	1.5	5	2	0.4	8	7	0.9	
		照岸第二団地	1	12							2	3	1.5				1	2	2.0	3	5	1.7	
		糸泊第二団地	3	12													5	3	0.6	5	3	0.6	
		臼別第二団地	1	8																			
	茅沼	茅沼団地	10	46	2	2	1.0	1	2	2.0	3	1	0.3	1	1	1.0	2	2	1.0	9	8	0.9	
		茅沼第二団地	1	4													1	1	1.0	1	1	1.0	
		茅沼南山団地	1	4																			
	洪井・堀株	滝の洞団地	3	20	1	3	3.0	2	7	3.5	3	6	2.0	3	6	2.0	10	6	0.6	19	28	1.5	
		洪井団地	1	4	1	1	1.0	2	2	1.0							1	0	0.0	4	3	0.8	
		堀株団地	3	20													1	0	0.0	1	0	0.0	
	小計				6	9	1.5	11	17	1.5	9	11	1.2	6	10	1.7	30	19	0.6	62	66	1.1	
特定公共賃貸住宅	盃	茂岩団地	-	2																			
		盃団地	-	4				3	5	1.7										3	5	1.7	
		盃新団地	-	2																			
	泊	照岸団地	-	4																			
		茅沼団地	-	2	1	2	2.0													1	2	2.0	
	茅沼	茅沼第二団地	-	4																			
		滝の洞団地	-	16	1	3	3.0	3	15	5.0							2	2	1.0	6	20	3.3	
	小計				2	5	2.5	6	20		0	0	-	0	0	-	2	2	1.0	10	27	2.7	
村単独住宅	泊	照岸団地	1	8										1	0	0.0	3	2	0.7	4	2	0.5	
		臼別団地	2	12				2	7	3.5	1	1	1.0	1	2	2.0				4	10		
		臼別新団地	13	13				1	2	2.0							2	4	2.0	3	6	2.0	
	小計				0	0	-	3	9	3.0	1	1	1.0	2	2	1.0	5	6	1.2	11	18	1.6	
合計					8	14	1.8	20	46	2.3	10	12	1.2	8	12	1.5	37	27	0.7	83	111	1.3	

 :1倍以上
 :1倍以下

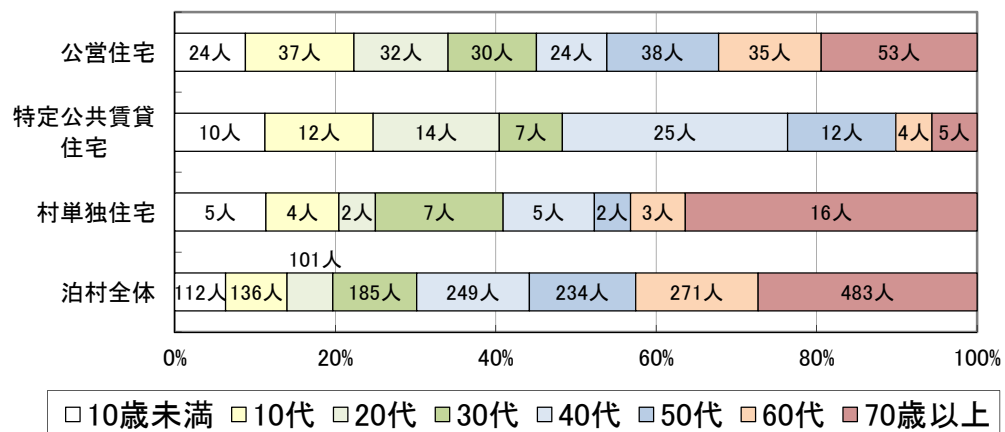
資料：泊村調べ

(2) 公営住宅等入居者の状況

①年齢構成

入居者の年齢構成を見ると、特に、特定公共賃貸住宅においては若年層が多くなっています。一方、村単独住宅においては高齢者住宅も管理されていることなどから、70歳以上の居住者が多くなっています。

図 年齢構成の状況



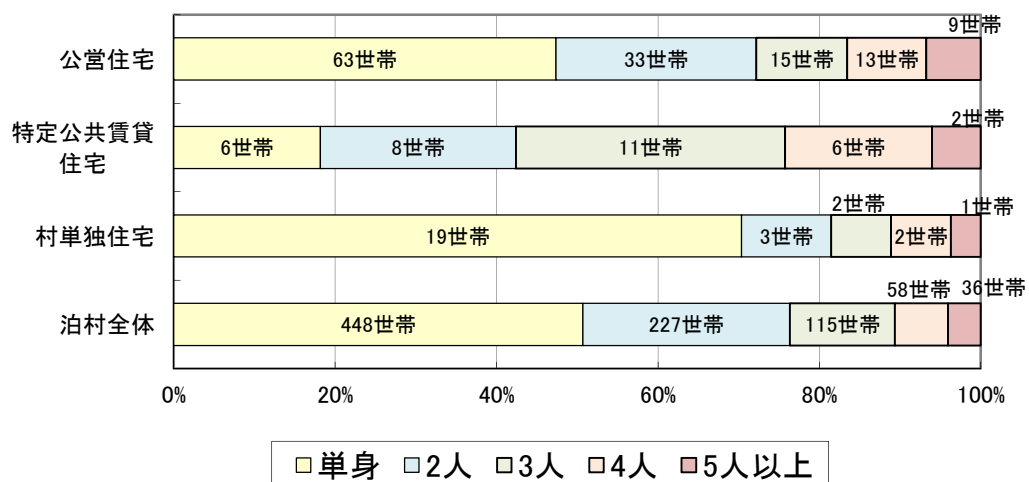
資料：公営住宅等～泊村調べ（令和2年3月末）
 全村～国勢調査（平成27年）

②世帯人員別世帯数

入居者の世帯人員をみると、高齢者住宅がある村単独住宅では単身世帯が約70%と多くっており、一方、特定公共賃貸住宅では、3人以上の世帯が多くなっています。

公営住宅においては、単身者割合が村全体の単身者割合と概ね同じ程度となっています。

図 世帯人数別世帯の状況

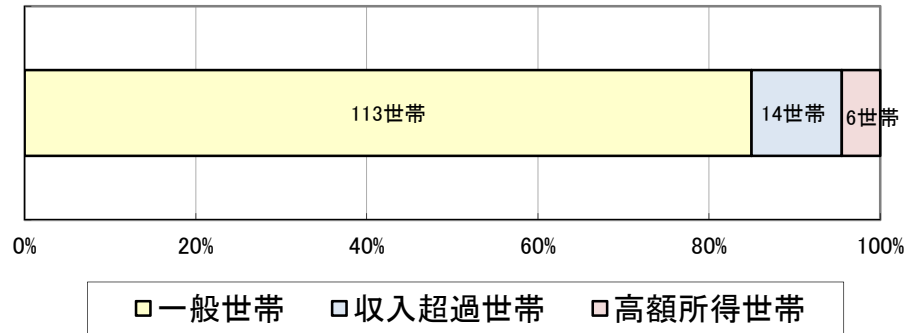


資料：公営住宅等～泊村調べ（令和2年3月末）
 全村～国勢調査（平成27年）

③収入超過世帯の状況

公営住宅の居住者（合計 133 世帯）のうち、収入超過世帯は 14 世帯であり、高額所得世帯は 6 世帯となっています。

図 収入超過世帯の状況（公営住宅）



資料：泊村調べ

公営住宅団地配置図

(凡例)

団地名

管理区分

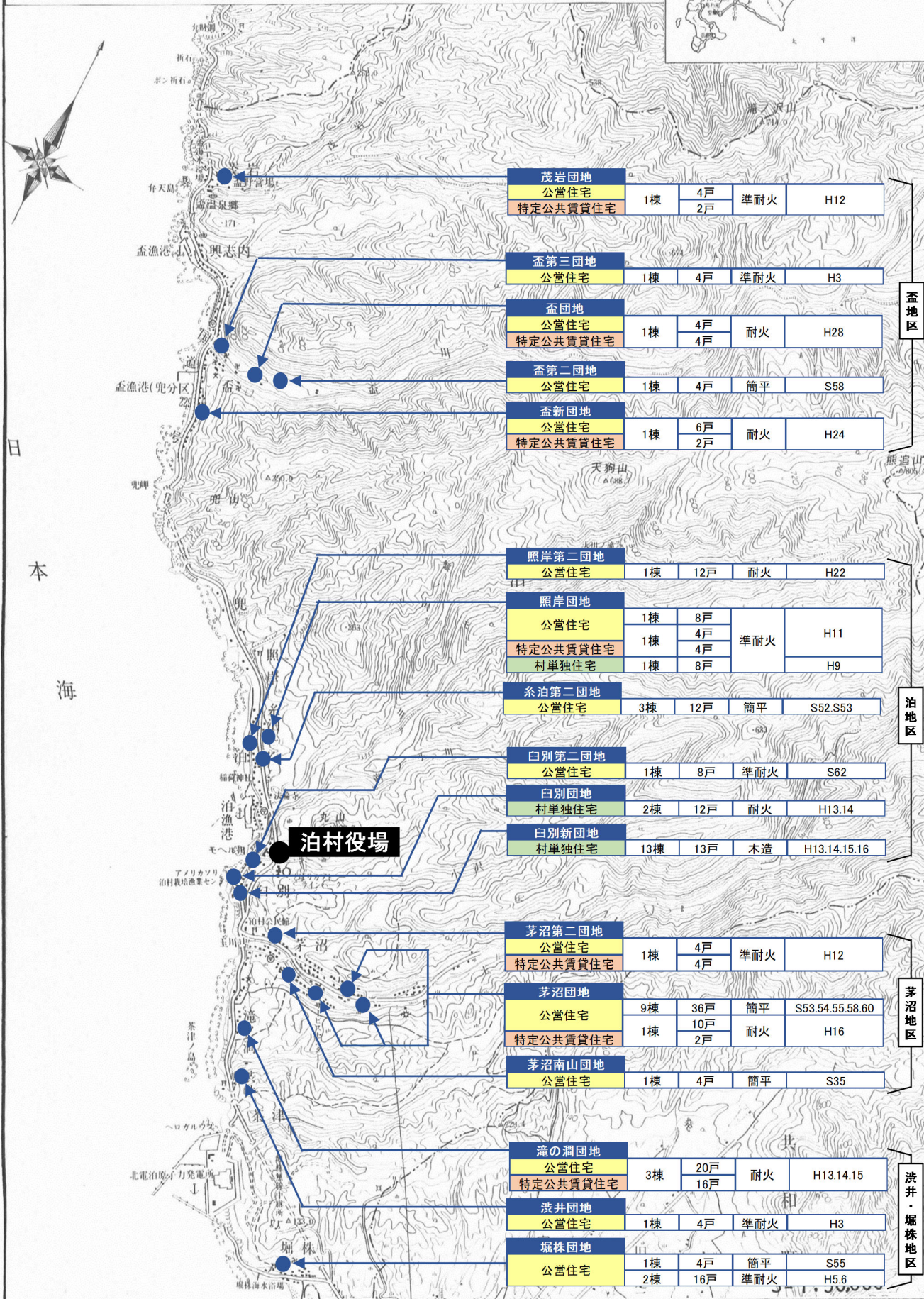
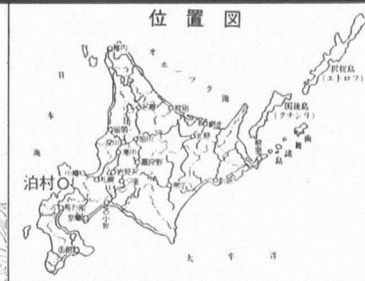
棟数

戸数

構造

建設年度

位置図



茂岩団地	公営住宅	1棟	4戸	準耐火	H12
	特定公共賃貸住宅		2戸		

孟第三団地	公営住宅	1棟	4戸	準耐火	H3
-------	------	----	----	-----	----

孟団地	公営住宅	1棟	4戸	耐火	H28
	特定公共賃貸住宅		4戸		

孟第二団地	公営住宅	1棟	4戸	簡平	S58
-------	------	----	----	----	-----

孟新団地	公営住宅	1棟	6戸	耐火	H24
	特定公共賃貸住宅		2戸		

照岸第二団地	公営住宅	1棟	12戸	耐火	H22
--------	------	----	-----	----	-----

照岸団地	公営住宅	1棟	8戸	準耐火	H11
	特定公共賃貸住宅	1棟	4戸		
	村単独住宅	1棟	8戸		H9

糸泊第二団地	公営住宅	3棟	12戸	簡平	S52.S53
--------	------	----	-----	----	---------

白別第二団地	公営住宅	1棟	8戸	準耐火	S62
--------	------	----	----	-----	-----

白別団地	村単独住宅	2棟	12戸	耐火	H13.14
------	-------	----	-----	----	--------

白別新団地	村単独住宅	13棟	13戸	木造	H13.14.15.16
-------	-------	-----	-----	----	--------------

茅沼第二団地	公営住宅	1棟	4戸	準耐火	H12
	特定公共賃貸住宅		4戸		

茅沼団地	公営住宅	9棟	36戸	簡平	S53.54.55.58.60
	特定公共賃貸住宅	1棟	10戸	耐火	H16
			2戸		

茅沼南山団地	公営住宅	1棟	4戸	簡平	S35
--------	------	----	----	----	-----

滝の洞団地	公営住宅	3棟	20戸	耐火	H13.14.15
	特定公共賃貸住宅		16戸		

渋井団地	公営住宅	1棟	4戸	準耐火	H3
------	------	----	----	-----	----

堀株団地	公営住宅	1棟	4戸	簡平	S55
		2棟	16戸	準耐火	H5.6

■泊村 公共賃貸住宅の一覧

区分	地区	団地名	管理の状況(令和2(2020)年3月末日現在)														入居の状況(令和2(2020)年3月末日現在)																							備考	
			棟数 (棟)	管理 戸数 (戸)	建設 年度	構造(戸)				老朽化状況(戸)			間取り(戸)					入居 世帯 数	空き家(戸)			入居世帯の状況(世帯)								入居者の年齢構成(人)											
						木造	簡易 耐火 構造 平屋建	準 耐火 構造	耐火 構造	耐用 年限 1/2 未満	耐用 年限 1/2 経過	耐用 年限 経過	1LDK	2DK	2LDK	3DK	3LDK		合計	一般	政策	入居 世帯 数	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 以上 世帯	世帯主 が65歳 以上	65歳 以上 単身	入居 者 総数	10歳 未満	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳 以上			
公営 住宅	盃	茂岩団地	1	4	H12			4		4			0	0	4	0	0	0	4	1	1	0	3	1	1	1	0	2	1	10	3	0	2	2	0	0	0	3	特公賃と同じ棟		
		盃団地	1	4	H28				4	4			0	0	4	0	0	4	0	0	0	4	2	0	2	0	0	1	1	8	1	2	1	2	1	0	0	1	特公賃と同じ棟		
		盃第二団地	1	4	S58		4				4		0	0	0	0	4	3	1	1	0	3	1	2	0	0	0	2	0	5	0	0	0	1	0	0	1	3			
		盃第三団地	1	4	H3			4			4		0	0	0	0	4	4	0	0	0	4	0	1	3	0	0	0	0	11	0	2	1	0	2	6	0	0			
		盃新団地	1	6	H24				6	6			0	0	6	0	0	3	3	3	0	3	1	2	0	0	0	1	1	5	0	0	0	2	0	2	0	1	特公賃と同じ棟		
	泊	照岸団地	2	12	H11			12		12			0	0	8	0	4	6	6	6	0	6	2	2	1	1	0	1	0	13	2	1	2	1	2	1	2	2	照岸団地は合計3棟、うちH9棟は全戸が村単独2号棟は特公賃と同じ棟		
		照岸第二団地	1	12	H22				12	12			0	0	12	0	0	12	0	0	0	12	8	2	0	1	1	5	3	21	2	3	1	2	2	2	4	5			
		糸泊第二団地	3	12	S52-8戸、 S53-4戸		12				12		0	0	0	12	0	11	1	1	0	11	9	2	0	0	0	7	6	13	0	1	2	1	0	1	2	6			
		臼別第二団地	1	8	S62			8			8		0	0	0	0	8	6	2	2	0	6	0	2	2	1	1	1	0	20	0	7	1	2	4	2	4	0			
	茅沼	茅沼団地	10	46	S53-4戸、 S54-8戸、 S55-8戸、 S58-8戸、 S60-8戸、 H16-10戸(耐火)		36		10	10	36	0	0	6	20	20	40	6	6	0	40	23	10	1	4	2	19	12	72	7	7	9	4	5	11	11	18	H16棟は特公賃と同じ棟			
		茅沼第二団地	1	4	H12			4		4		0	0	4	0	0	3	1	1	0	3	1	1	0	0	1	0	0	8	0	2	2	0	3	1	0	0	特公賃と同じ棟			
		茅沼南山団地	1	4	S35		4				4	0	4	0	0	0	3	1	1	0	3	3	0	0	0	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	1	2				
	渋井・堀株	滝の澗団地	3	20	H13-6戸、 H14-8戸、 H15-6戸			20	20			0	0	9	0	11	12	8	8	0	12	5	3	0	2	2	3	2	29	7	2	5	8	1	1	2	3	3棟とも特公賃と同じ棟			
		渋井団地	1	4	H3			4		4		0	0	0	0	4	3	1	1	0	3	2	1	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	2	2				
		堀株団地	3	20	S55-4戸(簡平)、 H5-8戸、 H6-8戸		4	16			16	4	0	0	0	4	16	19	1	1	0	19	5	4	5	3	2	7	4	51	2	10	6	5	4	11	6	7			
	小計			31	164	-	0	60	52	52	72	32	60	0	4	53	36	71	133	31	31	0	133	63	33	15	13	9	52	32	273	24	37	32	30	24	38	35	53		
特定 公共 賃貸 住宅	盃	茂岩団地	-	2	H12			2		2			0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	7	0	2	1	0	2	2	0	0	公営と同じ棟		
		盃団地	-	4	H28				4	4			0	0	0	0	4	3	1	1	0	3	0	0	1	2	0	0	0	11	1	2	4	0	3	1	0	0	公営と同じ棟		
		盃新団地	-	2	H24				2	2			0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	5	1	1	0	0	3	0	0	0	公営と同じ棟		
	泊	照岸団地	-	4	H11			4		4			0	0	0	0	4	4	0	0	0	4	0	1	2	1	0	1	0	12	2	1	1	0	5	1	1	1	公営と同じ棟		
		茅沼団地	-	2	H16				2	2			0	0	2	0	0	2	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	4	1	0	0	2	1	0	0	0	公営と同じ棟		
	茅沼第二団地	-	4	H12			4		4			0	0	0	0	4	4	0	0	0	4	1	1	2	0	0	1	0	9	0	1	1	0	2	3	0	2	公営と同じ棟			
	渋井・堀株	滝の澗団地	-	16	H13-6戸、 H14-4戸、 H15-6戸			16	16			0	0	8	0	8	16	0	0	0	16	3	6	4	1	2	1	0	41	5	5	7	5	9	5	3	2	公営と同じ棟			
		小計			0	34		0	0	10	24	34	0	0	0	0	10	0	0	10	0	24	33	1	1	0	33	6	8	11	6	2	3	0	89	10	12	14	7	25	12
村 単独 住宅	泊	照岸団地	1	8	H9			8		-	-	-	0	0	4	0	4	4	4	4	0	4	0	1	2	1	0	1	0	12	2	2	0	4	2	1	1	0	照岸団地は合計3棟、うちH9棟は全戸が村単独		
		臼別団地	2	12	H13-6戸、 H14-6戸				12	-	-	-	0	0	12	0	0	10	2	2	0	10	8	0	0	1	1	2	2	17	3	2	2	3	3	1	2	1			
		臼別新団地	13	13	H13-2戸、 H14-7戸、 H15-2戸、 H16-2戸	13				-	-	-	0	0	13	0	0	13	0	0	0	13	11	2	0	0	0	13	11	15	0	0	0	0	0	0	0	15	高齢者住宅		
	小計			16	33		13	0	8	12	0	0	0	0	0	29	0	4	27	6	6	0	27	19	3	2	2	1	16	13	44	5	4	2	7	5	2	3	16		
合計			47	231		13	60	70	88	106	32	60	0	4	92	36	99	193	38	38	0	193	88	44	28	21	12	71	45	406	39	53	48	44	54	52	42	74			

表 泊村 耐用年限の経過状況

耐用年限は、簡平:30年、木平:30年、準耐火・簡2:45年、耐火:70年

[illegible]

5. 上位・関連計画などのまとめ

(1) 上位計画

①住生活基本計画（全国計画）

「住生活基本計画（全国計画）」は、住生活基本法第15条第1項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として位置づけられ、令和3年3月に策定されました。（計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間）

以下に、8つの目標と基本的な施策の概要について記載します。

【「社会環境の変化」からの視点】

●目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現

- 1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進

＜基本的な施策＞

- 住宅内テレワークスペース、地域内のコワーキングスペース、サテライトオフィス等を確保し、職住一体・近接、在宅学習の環境整備を推進するとともに、宅配ボックスや自動水栓の設置等を進め、非接触型の環境整備を推進
 - 空き家等の既存住宅活用を重視しつつ、意欲ある地方公共団体と緊密な協力関係を構築し、体験的な居住にも資する賃貸住宅の提供や物件情報の提供、リフォーム、住宅取得環境の整備を進め、地方、郊外、複数地域での居住を推進
 - 家族構成、生活状況、健康状況等に応じて住まいを柔軟に選択できるよう、性能が確保された物件の明確化、紛争処理体制の整備などの既存住宅市場の整備とともに、計画的な修繕、長期優良住宅や持家の円滑な賃貸化など、子育て世帯等が安心して居住できる賃貸住宅市場の整備を推進
- 2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進
- ＜基本的な施策＞
- 持家・借家を含め、住宅に関する情報収集から物件説明、交渉、契約に至るまでの契約・取引プロセスのDXの推進
 - 市場の透明性・信頼性の向上に向けた、住宅の取引価格等に関する情報提供の推進
 - AIによる設計支援や劣化診断の自動化等の住宅生産・管理プロセスのIT化や試行的なBIMの導入による効果検証等を通じた生産性の向上に向け、住宅の設計から建築、維持・管理に至る全段階におけるDXを推進
 - 都市再生機構（UR）において、賃貸住宅の建替え等におけるBIMの導入の試行等を通じた、生産性向上に向けたDXの推進
 - 住宅団地における自動運転、MaaSの実施等、住環境におけるDXの推進

●目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

- 1) 安全な住宅・住宅地の形成

＜基本的な施策＞

- ハザードマップの整備・周知等による水災害リスク情報の空白地帯の解消、不動産取引時における災害リスク情報の提供
- 地方公共団体の防災・まちづくり・建築等の部局間連携を強化し、地域防災計画、立地適正化計画等を踏まえ、
 - ・避難計画に基づく避難体制や避難施設の整備、避難場所の確保と連携した住宅改修や盛土等による住宅・住宅地の浸水対策の推進
 - ・避難計画や安全対策と連携した災害危険区域の柔軟な指定や土砂災害特別警戒区

域等の指定を進め、豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅・住宅地の立地を抑制

- ・災害の危険性等地域の実情に応じて、優遇措置等の対象となる立地を限定し、安全な立地に誘導するとともに、災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転を誘導

- 住宅の改修による耐風性等の向上、耐震改修・建替え等による住宅・市街地の耐震性の向上
- 食料、物資、エネルギー等を住宅単体・共同で確保し、災害による停電、断水時等にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上
- 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。都市化に伴い無秩序に形成された住宅市街地における狭あい道路等の現状分析を行い、防災・まちづくり部局等と連携し重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を推進

2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保

＜基本的な施策＞

- 今ある既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを速やかに確保することを基本とし、公営住宅等の既存ストックの一時提供や賃貸型応急住宅の円滑な提供により、被災者の応急的な住まいを早急に確保
- 大規模災害の発生時等、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を迅速に設置し、被災者の応急的な住まいを早急に確保
- セーフティネット登録住宅の活用による住まいの速やかな提供とともに、災害公営住宅の整備等により、被災者の生活再建に向けた恒久的な住まいを速やかに確保

【「居住者・コミュニティ」からの視点】

●目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現

1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保

＜基本的な施策＞

- 子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進、住宅内テレワークスペース等の確保
- 住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進
- 駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進
- 民間賃貸住宅の計画的な維持修繕や、賃貸住宅管理業者登録制度に基づく管理業者の適切な管理業務等を通じて、良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備の推進。賃貸住宅の特性を踏まえた長期優良住宅制度の見直し
- 防音性や省エネルギー性能、防犯性、保育・教育施設や医療施設等へのアクセスに優れた賃貸住宅の整備

2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり

＜基本的な施策＞

- 住宅団地での建替えや再開発等における子育て支援施設や公園・緑地等、コワーキングスペースの整備など、職住や職育が近接する環境の整備
- 既成市街地における空き家や空き店舗等、既存ストックを活用した地域の交流施設の整備による子育て支援機能の充実
- 地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等により、どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備

●目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保

＜基本的な施策＞

- 改修、住替え、バリアフリー情報の提供等、高齢期に備えた適切な住まい選びの総合的な相談体制の推進
- エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進
- 高齢者の健康管理や遠隔地からの見守り等のためのIoT技術等を活用したサービスを広く一般に普及
- サービス付き高齢者向け住宅等について、自立度に応じた生活を営める住まいとしての性格を重視して、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示を推進

2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり

＜基本的な施策＞

- 住宅団地での建替えや再開発等における医療福祉施設、高齢者支援施設、孤独・孤立対策にも資するコミュニティスペース等の生活支援や地域交流の拠点整備など、地域で高齢者世帯が暮らしやすい環境の整備
- 三世代同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住替え等が行われるとともに、家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成
- 地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等により、どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備

●目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

1) 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保

＜基本的な施策＞

- 住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的な建替え等や、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進
- 公営住宅の整備・管理を進めるにあたって、地域の実情や世帯の動向等を踏まえつつ、PPP/PFIも含め、民間事業者の様々なノウハウや技術の活用や世帯属性に応じた住戸の供給の推進
- 地方公共団体と民間団体等が連携を強化し、緊急的な状況にも対応できるよう、セーフティネット登録住宅の活用を進め、地方公共団体のニーズに応じて、自立の促進に向けた福祉部局の取組とともに、家賃低廉化の推進
- UR賃貸住宅については、現行制度となる以前からの継続居住者等の居住の安定に配慮し、地域の実情に応じて公営住宅等の住宅セーフティネットの中心的役割を補う機能も果たしてきており、多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅の提供を進めるとともに、ストックの再生を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境を整備

2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

＜基本的な施策＞

- 国・地方それぞれにおいて、住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、住居確保給付金等の生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保
- 地方公共団体の住宅・福祉・再犯防止関係部局や、居住支援協議会、居住支援法人等が連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応や就労支援等の実施
- 高齢者の居住を安定的に確保する観点から、賃借人の死亡時に残置物を処理できるよ

う、賃貸借契約の解除と残置物の処理を内容とする契約条項を普及啓発。外国人の入居円滑化を図る観点から、多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知

【「住宅ストック・産業」からの視点】

●目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成

- 1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化
＜基本的な施策＞
 - 基礎的な性能や優良な性能が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みの改善（安心R住宅、長期優良住宅）を行って購入物件の安心感を高める
 - これらの性能が確保された既存住宅、紛争処理等の体制が確保された住宅、履歴等の整備された既存住宅等を重視して、既存住宅取得を推進
 - 既存住宅に関する瑕疵保険の充実や紛争処理体制の拡充等により、購入後の安心感を高めるための環境整備を推進
 - 健全なリースバックの普及、リバースモーゲージや残価設定ローン等の多様な金融手法の活用を進め、住宅の資産価値の合理化・明確化を推進
- 2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化
＜基本的な施策＞
 - 長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進
 - 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新
 - マンションの適正管理や老朽化に関する基準の策定等により、地方公共団体による管理計画認定制度を定着させ、マンション管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化を推進
 - 長期優良住宅に係るマンションの維持保全実施主体を管理組合とする等の管理の適正化及び手続きの合理化等により、優良なマンションの適切な維持保全を推進
- 3) 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成
＜基本的な施策＞
 - 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充し、ライフサイクルでCO2排出量をマイナスにするLCCM住宅の評価と普及を推進するとともに、住宅の省エネルギー基準の義務づけや省エネルギー性能表示に関する規制など更なる規制の強化
 - レジリエンス機能の強化に資する住宅・自動車におけるエネルギーの共有・融通を図るV2H（電気自動車から住宅に電力を供給するシステム）の普及を推進
 - 炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT（直交集成板）等を活用した中高層住宅等の木造化等により、まちにおける炭素の貯蔵の促進
 - 住宅事業者の省エネルギー性能向上に係る取組状況の情報を集約し、消費者等に分かりやすく公表する仕組みの構築。高い省エネルギー性能や、CO2排出量、長期優良性、既存宅地を重視して、住宅取得を推進

●目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進

- 1) 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却
＜基本的な施策＞
 - 空き家関係の法制度の運用・手続き等を明確化し、市町村による空き家の実態把握を推進。所有者等による適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす

管理不全空き家の除却等や特定空家等に係る対策の強化

○地方公共団体と地域団体等が連携して空き家所有者のための相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進

○所有者不明空き家について、市町村による略式代執行等の法務的手続を支援するとともに、財産管理制度の活用等の取組を拡大

2) 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進

<基本的な施策>

○空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進

○市街地の更新が円滑に進んでいないが、地域にとって重要な場である中心市街地等において、地方創生や中心市街地活性化、コンパクトシティ施策等と一体となって、空き家の除却と合わせた敷地整序や、土地等のコーディネート機能を担うランドバンクを通じた空き家・空き地の一体的な活用・売却等による総合的な整備を推進

○空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援するとともに、空き家を活用した新たなビジネスの創出を促進

●目標 8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成

<基本的な施策>

○地域の住まいを支える大工技能者等の担い手の確保・育成を、職業能力開発等とも連携しつつ進めるとともに、地域材の利用や伝統的な建築技術の継承、和の住まいを推進

○中期的に生産年齢人口が減少する中で、省力化施工、DX等を通じた生産性向上の推進

○CLT等の新たな部材を活用した工法等や中高層住宅等の新たな分野における木造技術の普及とこれらを担う設計者の育成等

○適切なマンション管理やインスペクションの実施等、住生活を支える人材の育成・活用

2) 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長

<基本的な施策>

○AIによる設計支援やロボットを活用した施工の省力化等、住宅の設計・施工等に係る生産性や安全性の向上に資する新技術開発の促進

○住宅の維持管理において、センサーやドローン等を活用した遠隔化検査等の実施による生産性・安全性の向上の実現に向けた新技術の検証・活用

○住宅生産プロセスにおけるCO2排出量を削減し、省エネ・創エネ性能を向上させる技術開発等、住宅のライフサイクルCO2排出量の更なる削減を図ることにより、経済と環境の好循環を創出し、SDGsに貢献するサステナブルな住生活産業の発展

○IoTを活用した遠隔地からの住宅管理や安全・安心の確保、高齢者の健康管理等の新技術開発の促進

○UR賃貸住宅において、IoT等を活用し、住宅設備・家電との連携等により、居住環境を最適化する新たなサービスの実施に向けた検証

○新興国等の政府及び企業との関係構築や発展、諸外国の規制制度等の収集・提供、我が国技術の普及や事業化調査の支援など、官民一体となって我が国の住生活産業が海外展開しやすい環境の整備

②北海道住生活基本計画

「北海道住生活基本計画」は、住生活基本法第17条第1項に規定する都道府県計画として、平成29年3月に策定されました。（計画期間：平成28年度から平成37年度までの10年間）

以下に、計画の構成と、住宅政策の推進方針と住宅施策について抜粋します。

■計画の構成



住宅施策における重点的な取組

(第5章)

人口減少、空き家の増加など直面する課題に対応するため、本計画期間における以下の重点的な施策を定めます

① 安心して子どもを生み育てることができる住まい・環境づくり

(1) 子育て世帯などに配慮した公的賃貸住宅の供給促進

- ① 子育て支援住宅などの整備推進
- ② 子育て世帯に配慮した優先入居の推進
- ③ 公営住宅団地などにおける子育て環境の充実

(2) 民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットの構築

- ① 民間賃貸住宅を活用した子育て世帯などへの入居支援

② 空き家等を含む住宅ストックの有効活用や流通の促進

(1) 空き家情報バンクによる空き家の活用の促進

- ① 北海道空き家情報バンクの活用
- ② 空き家活用などに向けた市町村における取組支援

(2) 住宅ストックの性能向上と流通促進に向けた仕組みづくり

- ① 「きた住まいる」制度を活用した総合的な住宅循環システムの構築
- ② 質の高い住宅ストックの市場形成に向けた環境整備

③ 子どもから高齢者まで誰もが地域で住み続けられる住環境や産業の形成

(1) 安心して住み続けられる地域づくりに向けた住宅の供給

- ① 公営住宅などの再配置によるまちなか居住やコンパクトなまちづくりの推進
- ② 地域の拠点形成などによる地域コミュニティと利便性の向上の促進
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の全道展開の促進

(2) 地域を支える住宅生産体制の整備

- ① 地域の住宅事業者による地域における良質な住まいづくりに向けた環境整備
- ② 地域の住まいづくりを通じた地域経済や環境負荷低減に寄与する資源の域内循環の促進

住宅施策の推進に向けて

(第7章)

住宅施策の推進に向けて、主体の役割や主体間の協働・連携などを位置づけます

- ① 各主体の役割
- ② 住宅施策推進に向けた主体間の協働・連携、関係計画との連携
- ③ 地域における住宅施策の推進

■住宅施策の方向性

1 若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現

- 子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保を図ります。
- 子育て世帯などが、自らに適した住まいを確保することができるように、総合的な住情報の提供や安心して民間賃貸住宅などを確保できる取組を推進します。
- 地域で展開される子育て支援サービスの活用や子どもを見守る地域コミュニティの形成促進などにより、安心して子育てのできる住環境づくりを進めます。

2 地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現

- ユニバーサルデザインの視点にたった住宅の建設や既存住宅のバリアフリー改修の促進などにより、高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいづくりを推進します。
- 住宅部局と福祉部局が連携し、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進や、公営住宅における既存の高齢者福祉サービスの活用などにより、高齢者が生活支援等の地域福祉サービスを利用して安心して住み続けることができる住環境づくりを進めます。
- 住まいに関する情報提供・相談体制の充実や適切な住宅への住替えの促進などにより、高齢者がニーズに適した住まいを自ら選択できる環境づくりを進めます。

3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けて、公営住宅などの適切な供給を進めます。
- ユニバーサルデザインの視点にたった公営住宅などの整備を促進し、誰もが安心・安全に居住できる住まいの供給を促進します。
- 住宅確保要配慮者の住生活の安定確保に向けて民間住宅ストックを活用した取組を推進します。

4 「きた住まいる」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築

- 「きた住まいる」制度のさらなる普及推進を図り、良質で安全な住宅ストックの形成を図ります。
- 既存住宅の有効活用に向けて、これまで中古市場の活性化に向け取り組んできた「北海道R住宅」による既存住宅活用の仕組みを「きた住まいる」制度に導入し、住宅ストックの活用を推進します。
- 総合的な住宅関連情報の提供など、一般消費者がニーズに応じた住宅を安心して取得できる環境づくりを推進します。

5 リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新

- 安全で良質な住宅ストックの形成に向け、リフォームの促進に係る技術支援や適切な維持管理に向けた普及啓発、消費者が安心できるリフォーム関連情報の提供などを進めます。
- 耐震性を満たさない住宅の耐震改修等の促進に係る普及啓発や支援などにより耐震化に向けた取組を推進します。
- 「きた住まいる」制度による省エネ性能の見える化や省エネリフォームの推進、建築物省エネ法への対応などを進めます。

6 空き家等の活用・適正管理の推進

- 空き家等の活用や適正管理の円滑な推進に向けた市町村の取組を支援します。
- 空き家等の活用に向けて、空き家等の情報発信や相談対応などの取組を推進します。
- 道民が空き家等に関する情報を理解し、空き家の活用や適正管理の推進に向け、空き家に関する情報提供など、道民への周知・啓発を進めます。

7 地域を支える住宅関連産業の振興

- 地域の住宅事業者の人材育成などを支援し、良質な住まいづくりを促進します。
- 道内の建築技術や建築部材・資材の道外への販路拡大などにより、地域の技術や資源などの北海道の優位性を活かした産業振興を図ります。
- 地域にふさわしい住まいづくりを進め、地域材・地域資源の域内循環を促進し、地域経済の活性化などに寄与する住宅産業の振興を図ります。

8 魅力ある持続可能な住環境の維持・向上

- 誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住環境づくりを推進します。
- 本道の豊かな自然環境などの魅力を活かした住環境づくりや移住・定住の取組を促進するとともに、豊富な新エネルギーなどを活用し、低炭素化・資源循環による持続可能な住環境づくりを進めます。
- 住環境の維持保全を担う地域コミュニティの支援や住まい手への意識啓発など、北国の豊かなまちなみや住宅地の景観の形成に向けたハード・ソフト両面による地域主体の住環境づくりを進めます。

③第 5 次泊村総合計画

「第 5 次泊村総合計画」は、村の行政活動の全分野における最上位に位置付けられる計画として令和 3 年 3 月に策定されました。（基本構想・基本計画ともに令和 12 年度目標）

以下に計画の概要と関連部分について抜粋します。

■むらづくりのテーマと基本目標

■村づくりのテーマ：

～行ってみたい・住んでみたい・帰ってきたい～
ふらり とまり

■基本目標：

- 1 みんなが知っているむら
- 2 にぎわいをうみ交流を目指すむら
- 3 人を育むむら
- 4 幸せに暮らし続けることができるむら
- 5 子育てしやすいむら
- 6 安心して暮らせる・住んでみたいむら
- 7 一人ひとりが活躍できるむら

■目標人口

■2030 年の泊村の目標人口

本計画の目標年度である 2030 年度におけるむらの人口については、これまでの取組に加え、産業振興や移住促進により、1,450 人程度を目標とします。

■基本計画（関連部分）

基本目標	内容
1 みんなが知っているむら	●むらの魅力のPR - 豊かな自然や美しい夕陽など村の魅力を伝える画像や動画を制作し、SNSなどの媒体も活用しながら積極的にPRし、泊村を知ってもらい、行ってみたいと思う人を増やし交流人口の創出につなげます。 ●むらぐるみの情報発信 - むらの情報発信やPRは、村民と企業、行政が連携しむらぐるみでSNSや動画サイトなど様々な媒体を活用しながら泊村の魅力や情報の発信を行います。 - 村民も情報発信に努めることにより、むらの魅力の再発見、村への愛着と誇りを醸成することにつなげます。 - むらぐるみの情報発信を効果的に行うために研修なども必要に応じて行います。 ●とまりのひとと暮らしをPR - むらの暮らしや人とのふれあい、子育てのしやすさなども泊村の魅力として、情報発信することで、泊村に住んでみたい、住み続けたいと思ってもらい、移住定住につなげます。 - 漁業や観光においても、泊村の大切な魅力として漁師や観光ガイドなど「ひと」にスポットをあててPRします。
2 にぎわいをうみ交流を目指すむら	●観光客の取り込みの創出 - 泊村の自然、歴史、文化など地域資源を発掘し磨き上げ、漁業、食、まち歩き、マリンアクティビティなどの体験型観光を造成します。 - 史跡や名所など様々な観光資源を周遊できる散策ルートを検討し、観光客と地元の漁師・生産者のふれあいを大切にした着地型観光を推進し泊村のファンの獲得を目指します。 - 野営場、アイスセンターなど既存施設の整備、運営の充実を図り、集客力を高めます。
3 人を育むむら	●むらへの愛着と誇りを醸成するふるさと教育の推進 - 泊村には、豊かな自然や歴史、文化があります。こうした泊村の魅力を子どもたちはもちろん村民も共有できるようにふるさと教育を行います。 - 子どもたちへのふるさと教育を通じむらへの愛着と誇りを醸成し、定住やUターンの増加につなげます。
4 幸せに暮らし続けることができるむら	●むらぐるみの福祉の推進 - 人権尊重の理念に対する理解を深め、村内の活動や多世代間の交流を推進します。 - 保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を図りながら、障がい者（児）が安心して生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの支援の充実を図ります。

	・高齢者、障がい者、子どもなど全ての村民がともに支え合う共生のむらづくりの体制を整えます。
5 子育てしやすいむら	●子育てしやすい環境づくり ・村民が安心して子育てができるよう、多様な家庭環境に応じた子育てと仕事の両立を実現させるための保育サービス、放課後の学童クラブなどの子育て支援体制の充実を図ります。 ・子どもが健やかに成長できるため、学校、家庭、地域が相互に連携し、むら全体で子育て環境づくりを推進します。 ・子どもが健やかに成長できるための各種保健事業、多様な家庭環境に応じた子育て支援事業の充実を図ります。 ●子どものための環境づくり ・既存の施設を利活用し、子どもが集まり安心して遊べる場づくりを進めます。 ・泊村の自然に触れ、歴史を知ることができる子どもの外遊びを推奨します。 ●若い世代が住みたくなる環境づくり ・子育て世代の医療費や養育費などの経済的負担の軽減を図り、安心して暮らせる環境づくりを進めます。 ・空き家、空き施設を活用した村民のコミュニティの場と仕組みを検討します。
6 安心して暮らせる・住んでみたいむら	●観光客の取り込みの創出 ・泊村の自然、歴史、文化など地域資源を発掘し磨き上げ、漁業、食、まち歩き、マリンアクティビティなどの体験型観光を造成します。 ・史跡や名所など様々な観光資源を周遊できる散策ルートを検討し、観光客と地元の漁師・生産者のふれあいを大切にした着地型観光を推進し泊村のファンの獲得を目指します。 ・野営場、アイスセンターなど既存施設の整備、運営の充実を図り、集客力を高めます。
7 一人ひとりが活躍できるむら	●行政との協働の推進 ・村民と行政が協働でむらづくりに取り組むプロジェクトを推進しむらづくりの活性化を推進します。 ・行政からのむらづくりに関する情報を積極的に発信することで、村民のニーズに対応した行政の施策を進めます。 ・むらづくりのための交流の機会を創出し、行政と村民と連携を進める人材育成を進めます。

④泊村まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略

「泊村まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」は、国における「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年度）」を受けて、市町村における中・長期的な視点での戦略構築のための計画です。

以下に関連事項について抜粋します。

■人口ビジョン（第 2 期 令和 3 年 3 月策定 対象期間：令和 42 年）

人口の将来推計

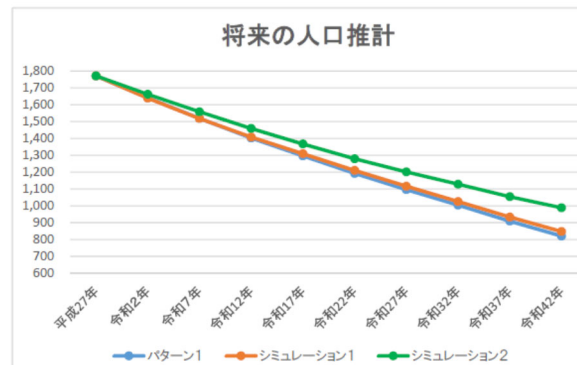
本村では、「第 4 次泊村総合計画」で 2020（令和 2）年度の目標人口を 1,850 人と設定し、定住促進施策や子育て支援サービスの強化など各種施策の推進に取り組んできました。しかし、依然として人口減少傾向にあり、2020（令和 2）年 9 月末日現在の総人口は 1,573 人（住民基本台帳）と「第 4 次泊村総合計画」の目標人口を割り込んでいます。

なお、国勢調査結果に基づく 2020（令和 2）年の社人研推計パターン 1 推計では 1,641 人となっています。

◎国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計準拠による推計

- ・パターン 1：全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）
- ・シミュレーション 1：パターン 1 とともに、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保つことができる水準 2.10）まで上昇した場合を想定
- ・シミュレーション 2：人口移動が均衡（移動がゼロ）し、合計特殊出生率が 2030（令和 12）年以降 1.80 を維持した場合を想定

これによると、2060（令和 42）年ではパターン 1 では 820 人、シミュレーション 1 では 847 人、シミュレーション 2 では 988 人となっています。



(人)

	パターン1	シミュレーション1	シミュレーション2
平成27年	1,771	1,771	1,771
令和2年	1,641	1,639	1,662
令和7年	1,519	1,518	1,558
令和12年	1,402	1,408	1,459
令和17年	1,296	1,309	1,367
令和22年	1,192	1,210	1,279
令和27年	1,096	1,116	1,201
令和32年	1,004	1,025	1,128
令和37年	909	933	1,054
令和42年	820	847	988

パターン1…全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）

シミュレーション1…合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準 2.10）まで上昇した場合を想定

シミュレーション2…人口移動が均衡（移動がゼロ）し、合計特殊出生率が 2030（令和 12）年以降 1.80 を維持した場合を想定

■総合戦略（第2期 令和3年3月策定 対象期間：令和3年度から令和7年度）

住宅環境の整備事業の推進

○空き家・空き地等の活用促進

村内の空き家、空き地、廃屋を把握し、限られた土地の有効活用を図るため、積極的な情報提供を行います。また、村民や移住希望者等、泊村に定住したい方へ住宅建築のための土地を造成・販売します。

事業名	具体的な事業内容
空き家・空き地等整備事業	空き家・空き地等調査を行い、リスト化した内容の情報共有を図り、限られた土地の有効活用を推進します。

事業名	具体的な事業内容	
宅地造成・販売事業	村内に戸建て住宅を建築して居住される方へ、村が造成した宅地を販売します。	
重要業績評価指標（KPI） 宅地販売数	目標年度 令和3～7年度	目標値 8区画（5年間）

○定住促進奨励事業

活力と潤いのあるむらづくりの推進に向けて、定住したい村民や移住を希望する人に対し、住宅新築等の費用の一部助成により定住・移住人口の確保・増加に努めます。

事業名	具体的な事業内容	
定住促進奨励事業 （住宅新築等奨励事業）	住宅の新築、中古住宅の購入に際し、経済的な支援を行います。	
重要業績評価指標（KPI） 住宅新築等奨励事業を活用した新築等件数	目標年度 令和3～7年度	目標値 新築・中古住宅購入 10戸（5年間）

ともに支えあい魅力的な地域をつくる

○ともに支えあう共生のむらづくり

いま住んでいる人の住み心地の良さや暮らしの安心、住み慣れた地域で自分らしく生活するために、地域で共に支え合い暮らしていけるよう基盤づくり（地域包括ケアシステム）を深化させ強化していくための体制整備に努めます。

事業名	具体的な事業内容	
地域助けあい活動（ボランティア活動）の実施	アクティブシニアや村民でのボランティア活動を通じて、地域活動への参加など社会参加に向けた取り組みができるよう、関係機関と連携し体制整備を行います。	
重要業績評価指標（KPI） 地域助けあい活動組織の設立	目標年度 令和5年度	目標値 令和5年度設置

（２）関連計画

①泊村地域福祉計画

「泊村地域福祉計画」は、村の将来を見据えた地域福祉のあり方や指針に向けての基本的な方向を定めている計画です。（計画期間：平成 31 年度～令和 5 年度）

以下に関連事項について抜粋します。

■施策の展開

□ともに支え合う「ひとづくり」
○支え合いの仕組みづくり
・ <u>高齢者の見守り活動の推進</u> 80歳の高齢者を対象に生活状況等実態等の把握を行うための調査を今後も継続します。 また、緊急通報の設置等地域における一人暮らし高齢者等の見守り活動を支援します。
・ <u>地域活動への支援</u> 社会福祉協議会と連携しながら、地域会や老人クラブなど住民が主体となって行われる様々な活動を支援します。
・ <u>地域における交流活動への支援</u> 認知症予防に関する集まりなど、地域における自主的な活動への支援を行います。 今後は認知症カフェの開催を検討します。
・ <u>ふれあいサロンの運営支援</u> 社会福祉協議会と協働し、各地区において、高齢者等が交流する場となるサロンの立ち上げ、運営の支援を行います。また現在活動しているサロンに対して活動支援を行います。
・ <u>ボランティア活動の促進</u> ボランティア活動の活性化を図るため、村民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、社会福祉協議会を中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。
□安心して暮らせる「地域づくり」
○サービス提供体制の充実
・ <u>在宅サービスの充実</u> 在宅の高齢者や障がい者に対する介護予防事業、生活支援事業など、 <u>自立のための各種在宅サービスの充実</u> を図ります。
・ <u>高齢者向けサービスの充実</u> 日常的に支援が必要な方に対し、社会福祉協議会等関係機関と連携し、地域での生活が継続できるようサービスを提供します。また介護保険サービスや <u>高齢者向けの福祉サービスなどの充実</u> を図ります。
□安全で安心な「福祉の環境づくり」
○快適な生活環境の整備
・ <u>公共施設等のバリアフリー化</u> 公共施設や村営住宅の整備、改築、 <u>改築時</u> に、高齢者や障がいのある方等が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を推進します。
・ <u>住宅環境改善への支援</u> 要介護認定を受けている高齢者等が自宅の <u>段差解消や手すり取り付けなど住宅改修</u> を行う際、介護保険を活用し改修費用の一部を支援します。
・ <u>移動手段の充実</u> 移動に支障のある人が利用できるよう、社会福祉協議会と協働し移動手段の充実を図ります。 また村民が快適に生活できるよう <u>巡回バス運行について検討</u> していきます。

②第2期泊村子ども・子育て支援事業計画

「第2期泊村子ども・子育て支援事業計画」は、泊村の子どもと子育て家庭を対象として、泊村が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。（計画期間：令和2年度～令和6年度）

以下に関連事項について抜粋します。

■基本目標

1. 就学前における教育・保育事業の充実

保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子ども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育を提供するとともに、すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、地域で支える子育て支援の充実を図ります。

2. 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての家庭が安心して子どもを産み育てられるように、保健、医療、福祉など様々な分野が連携し、保護者と子どもの健康の確保を図るとともに、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、それぞれの発達状況に応じた取り組みを推進します。

3. 地域における子育て支援の充実

子どもを産みたい人が安心して産み育てられるよう、地域の実状に即したニーズに対応し、妊娠・出産期、乳幼児期、学齢期など、子どもと子育て家庭のライフステージに沿って、切れ目のないきめ細かな支援を図ります。

また、すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭をはじめ、様々な状況にある子どもや家庭に対して支援する体制を整備します。

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての子育て家庭が多様なライフスタイルに合わせて働きながら、安心して子育てができるように、事業者、家庭、地域など様々な分野が連携し、仕事と家庭の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

また、性別役割分担意識の固定観念の解消を図るとともに、女性が働きやすく、男女が協力して家庭を築き子どもを育てる環境づくりを推進します。

5. 社会の構成員が果たす役割と子どもが健やかに育つ環境づくり

本計画が目指す姿を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしながら、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

6. 村民意向の把握

(1) 調査の概要

①配付対象

泊村内に居住している世帯のうち、「公営住宅」・「特定公共賃貸住宅」・「村単独住宅」以外に居住している世帯。

②配付・回収方法

- ・配付方法：令和2年9月25日（金）、各戸に郵送配付
- ・回収方法：郵送回収（令和2年10月7日（水）締切）

③回収率等

配付数	回収数	回収率
568 票	364 票	64.1%

(2) 調査結果の概要

（次ページ以降に記載）

問1 回答者の属性

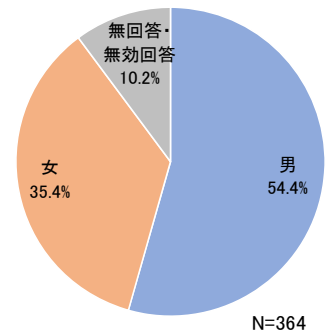
(1) 性別・年齢

①男

②女

・「男」が54.4%、「女」が35.4%となっています。

設問	回答数	割合
男	198	54.4%
女	129	35.4%
無回答・無効回答	37	10.2%
計	364	100.0%



N=364

①10代

②20代

③30代

④40代

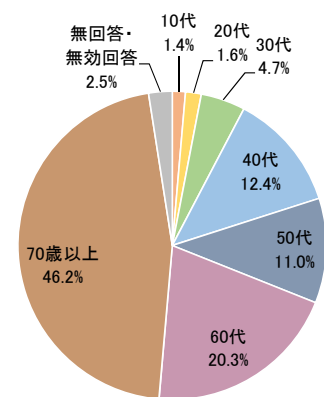
⑤50代

⑥60代

⑦70歳以上

・最も比率が高いのが「70歳以上」であり、46.2%を占めている。次いで「60代」(20.3%)、「40代」(12.4%)となっており、6割以上が60歳以上となっています。

設問	回答数	割合
10代	5	1.4%
20代	6	1.6%
30代	17	4.7%
40代	45	12.4%
50代	40	11.0%
60代	74	20.3%
70歳以上	168	46.2%
無回答・無効回答	9	2.5%
計	364	100.0%



N=364

(2) 家族構成

①1人(同居者なし)

②2人

③3人

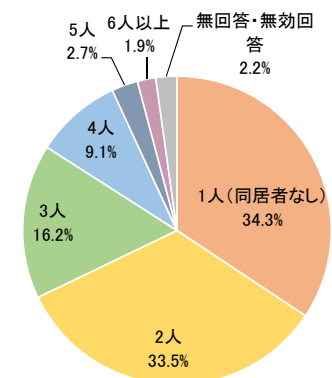
④4人

⑤5人

⑥6人以上

・最も比率が高いのが「1人(同居者なし)」であり、34.3%を占めています。次いで「2人」(33.5%)、「3人」(16.2%)となっており、1人世帯及び2人世帯で全体の7割以上を占めています。

設問	回答数	割合
1人(同居者なし)	125	34.3%
2人	122	33.5%
3人	59	16.2%
4人	33	9.1%
5人	10	2.7%
6人以上	7	1.9%
無回答・無効回答	8	2.2%
計	364	100.0%



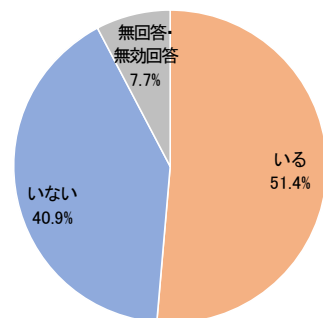
N=364

(3) 65歳以上の家族の成員の有無

①いる ②いない

- ・「いる」が51.4%で「いない」が40.9%となっています。

設問	回答数	割合
いる	187	51.4%
いない	149	40.9%
無回答・無効回答	28	7.7%
計	364	100.0%

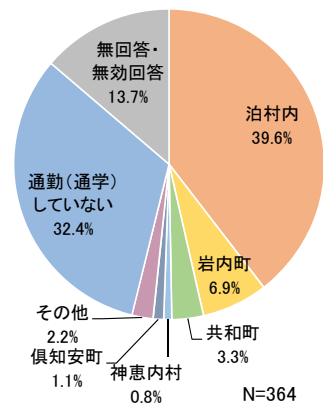


(4) 通勤（通学）地域

①泊村内 ②岩内町 ③共和町 ④神恵内村 ⑤倶知安町
⑥その他 () ⑦通勤（通学）していない

- ・最も比率が高いのが「泊村内」であり、39.6%を占めています。次いで「通勤（通学）していない」（32.4%）、「不明」（13.7%）となっています。

設問	回答数	割合
泊村内	144	39.6%
岩内町	25	6.9%
共和町	12	3.3%
神恵内村	3	0.8%
倶知安町	4	1.1%
その他	8	2.2%
通勤(通学)していない	118	32.4%
無回答・無効回答	50	13.7%
計	364	100.0%

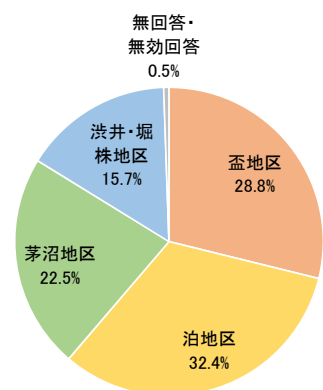


問2 居住地域

①盃地区 ②泊地区 ③茅沼地区 ④渋井・堀株地区

- ・居住地域の回答については、それぞれの地区に分散しています。

設問	回答数	割合
盃地区	105	28.8%
泊地区	118	32.4%
茅沼地区	82	22.5%
渋井・堀株地区	57	15.7%
無回答・無効回答	2	0.5%
計	364	100.0%

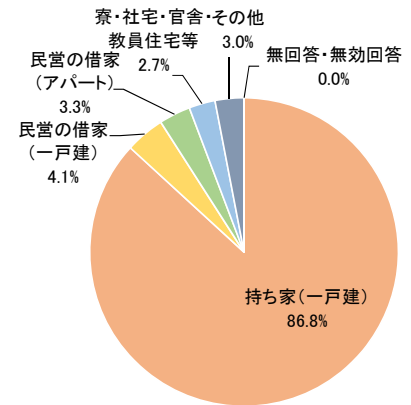


問3 住宅の種類

- ①持ち家（一戸建） ②民営の借家（一戸建） ③民営の借家（アパート）
④寮・社宅・官舎・教員住宅等 ⑤その他（ ）

・最も比率が高いのが「持ち家（一戸建）」であり、86.8%を占めています。

設問	回答数	割合
持ち家（一戸建）	316	86.8%
民営の借家（一戸建）	15	4.1%
民営の借家（アパート）	12	3.3%
寮・社宅・官舎・教員住宅等	10	2.7%
その他	11	3.0%
無回答・無効回答	0	0.0%
計	364	100.0%



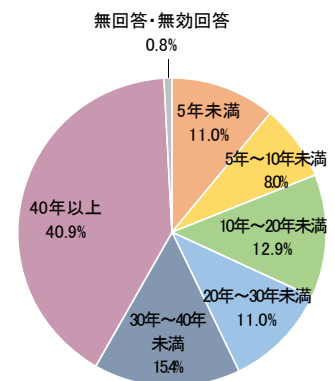
N=364

問4 居住年数

- ①5年未満 ②5年～10年未満 ③10年～20年未満
④20年～30年未満 ⑤30年～40年未満 ⑥40年以上

・「40年以上」と長期の居住世帯が最も比率が高く、40.9%を占めています。

設問	回答数	割合
5年未満	40	11.0%
5年～10年未満	29	8.0%
10年～20年未満	47	12.9%
20年～30年未満	40	11.0%
30年～40年未満	56	15.4%
40年以上	149	40.9%
無回答・無効回答	3	0.8%
計	364	100.0%



N=364

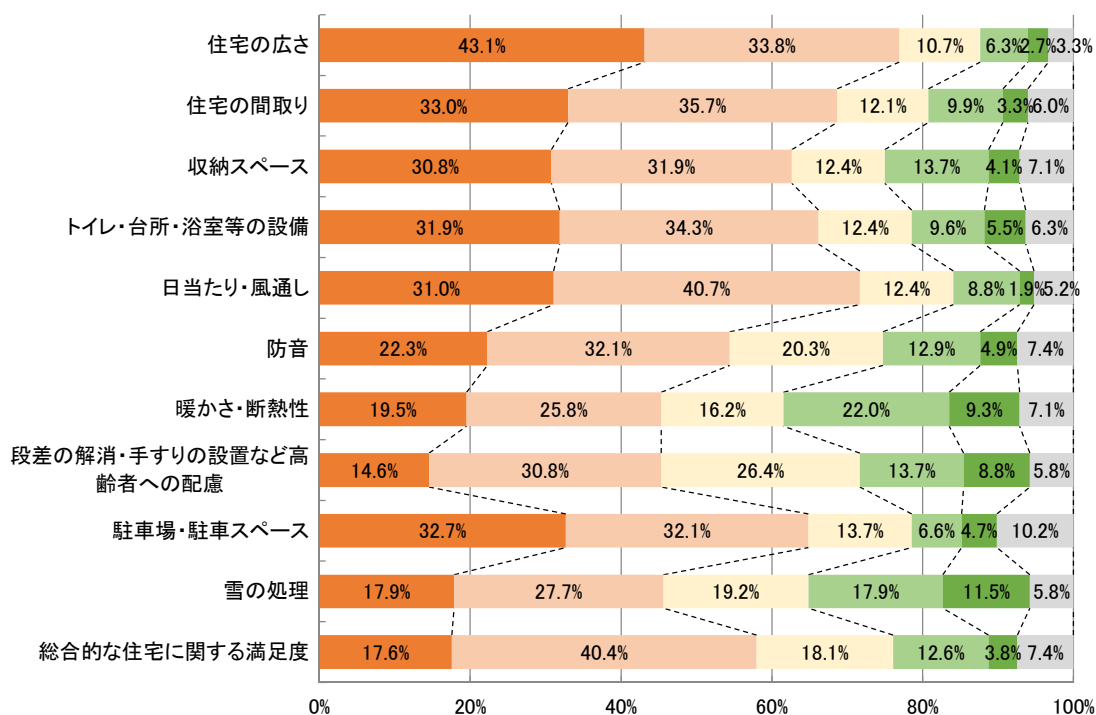
問5 住戸や周辺環境の満足度

【住戸などについて】

- ・「満足・ほぼ満足」の割合が多い項目は、「住宅の広さ」（76.9%）、「日当たり・風通し」（71.7%）、「住宅の間取り」（68.7%）となっています。
- ・「不満・やや不満」の割合が多い項目は「暖かさ・断熱性」（31.3%）、「雪の処理」（29.4%）、「段差の解消・手すりの設置など高齢者への配慮」（22.5%）となっています。

設問	満足	ほぼ満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答・無効回答	計
住宅の広さ	157 43.1%	123 33.8%	39 10.7%	23 6.3%	10 2.7%	12 3.3%	364 100.0%
住宅の間取り	120 33.0%	130 35.7%	44 12.1%	36 9.9%	12 3.3%	22 6.0%	364 100.0%
収納スペース	112 30.8%	116 31.9%	45 12.4%	50 13.7%	15 4.1%	26 7.1%	364 100.0%
トイレ・台所・浴室等の設備	116 31.9%	125 34.3%	45 12.4%	35 9.6%	20 5.5%	23 6.3%	364 100.0%
日当たり・風通し	113 31.0%	148 40.7%	45 12.4%	32 8.8%	7 1.9%	19 5.2%	364 100.0%
防音	81 22.3%	117 32.1%	74 20.3%	47 12.9%	18 4.9%	27 7.4%	364 100.0%
暖かさ・断熱性	71 19.5%	94 25.8%	59 16.2%	80 22.0%	34 9.3%	26 7.1%	364 100.0%
段差の解消・手すりの設置など高齢者への配慮	53 14.6%	112 30.8%	96 26.4%	50 13.7%	32 8.8%	21 5.8%	364 100.0%
駐車場・駐車スペース	119 32.7%	117 32.1%	50 13.7%	24 6.6%	17 4.7%	37 10.2%	364 100.0%
雪の処理	65 17.9%	101 27.7%	70 19.2%	65 17.9%	42 11.5%	21 5.8%	364 100.0%
総合的な住宅に関する満足度	64 17.6%	147 40.4%	66 18.1%	46 12.6%	14 3.8%	27 7.4%	364 100.0%

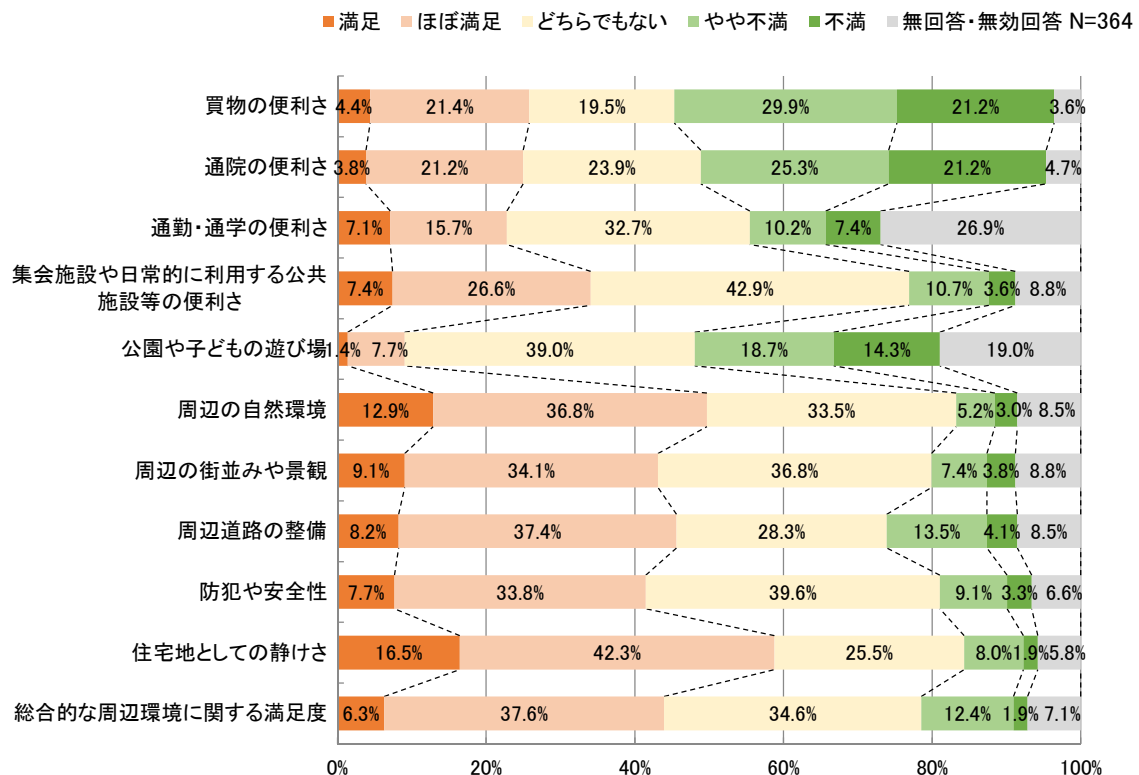
■満足 ■ほぼ満足 ■どちらでもない ■やや不満 ■不満 ■無回答・無効回答 N=364



【周辺環境について】

- ・「満足・ほぼ満足」の割合が多い項目は、「住宅地としての静けさ」（58.8%）、「周辺の自然環境」（49.7%）、「周辺道路の整備」（45.6%）となっています。
- ・「不満・やや不満」の割合が多い項目は、「買物の便利さ」（51.1%）、「通院の便利さ」（46.4%）、「公園や子どもの遊び場」（33.0%）となっています。

設問	満足	ほぼ満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答・無効回答	計
買物の便利さ	16 4.4%	78 21.4%	71 19.5%	109 29.9%	77 21.2%	13 3.6%	364 100.0%
通院の便利さ	14 3.8%	77 21.2%	87 23.9%	92 25.3%	77 21.2%	17 4.7%	364 100.0%
通勤・通学の便利さ	26 7.1%	57 15.7%	119 32.7%	37 10.2%	27 7.4%	98 26.9%	364 100.0%
集会施設や日常的に利用する公共施設等の便利さ	27 7.4%	97 26.6%	156 42.9%	39 10.7%	13 3.6%	32 8.8%	364 100.0%
公園や子どもの遊び場	5 1.4%	28 7.7%	142 39.0%	68 18.7%	52 14.3%	69 19.0%	364 100.0%
周辺の自然環境	47 12.9%	134 36.8%	122 33.5%	19 5.2%	11 3.0%	31 8.5%	364 100.0%
周辺の街並みや景観	33 9.1%	124 34.1%	134 36.8%	27 7.4%	14 3.8%	32 8.8%	364 100.0%
周辺道路の整備	30 8.2%	136 37.4%	103 28.3%	49 13.5%	15 4.1%	31 8.5%	364 100.0%
防犯や安全性	28 7.7%	123 33.8%	144 39.6%	33 9.1%	12 3.3%	24 6.6%	364 100.0%
住宅地としての静けさ	60 16.5%	154 42.3%	93 25.5%	29 8.0%	7 1.9%	21 5.8%	364 100.0%
総合的な周辺環境に関する満足度	23 6.3%	137 37.6%	126 34.6%	45 12.4%	7 1.9%	26 7.1%	364 100.0%



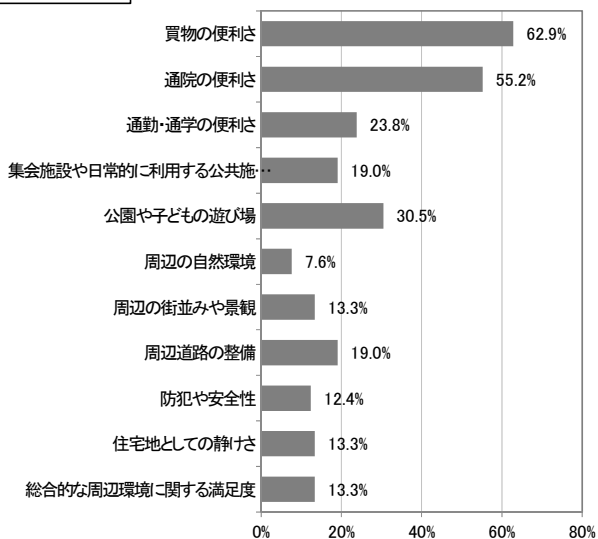
【周辺環境について】居住地域別 「やや不満・不満」

- ・何れの地区においても、全体の傾向と同様、「買い物」や「通院」、また、「公園など」について不満感じる傾向が高くなっています。

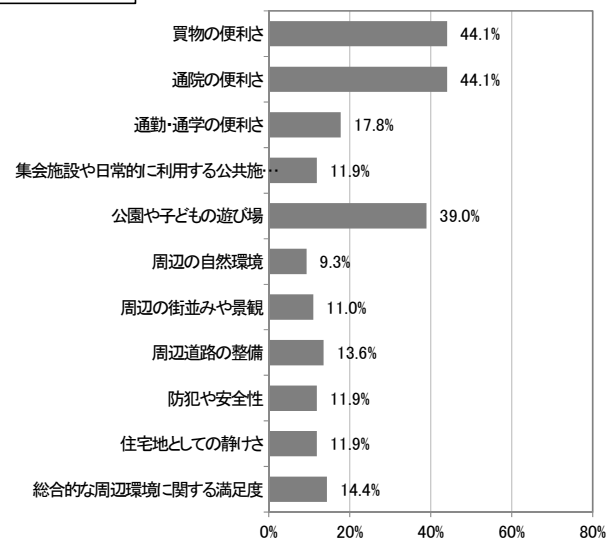
設問	買物の便利さ	通院の便利さ	通勤・通学の便利さ	集会施設や日常的に利用する公共施設等の便利さ	公園や子どもの遊び場	周辺の自然環境	周辺の街並みや景観	周辺道路の整備	防犯や安全性	住宅地としての静けさ	総合的な周辺環境に関する満足度	回答者数
盃地区	66	58	25	20	32	8	14	20	13	14	14	105
泊地区	52	52	21	14	46	11	13	16	14	14	17	118
茅沼地区	45	35	14	11	23	8	11	22	10	3	14	82
渋井・堀株地区	22	22	3	6	17	2	2	5	7	4	6	57
無回答・無効回答	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2
計	186	169	64	52	120	30	41	64	45	36	52	364

設問	買物の便利さ	通院の便利さ	通勤・通学の便利さ	集会施設や日常的に利用する公共施設等の便利さ	公園や子どもの遊び場	周辺の自然環境	周辺の街並みや景観	周辺道路の整備	防犯や安全性	住宅地としての静けさ	総合的な周辺環境に関する満足度	
盃地区(N=105)	62.9%	55.2%	23.8%	19.0%	30.5%	7.6%	13.3%	19.0%	12.4%	13.3%	13.3%	
泊地区(N=118)	44.1%	44.1%	17.8%	11.9%	39.0%	9.3%	11.0%	13.6%	11.9%	11.9%	14.4%	
茅沼地区(N=82)	54.9%	42.7%	17.1%	13.4%	28.0%	9.8%	13.4%	26.8%	12.2%	3.7%	17.1%	
渋井・堀株地区(N=57)	38.6%	38.6%	5.3%	10.5%	29.8%	3.5%	3.5%	8.8%	12.3%	7.0%	10.5%	
無回答・無効回答(N=2)	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	

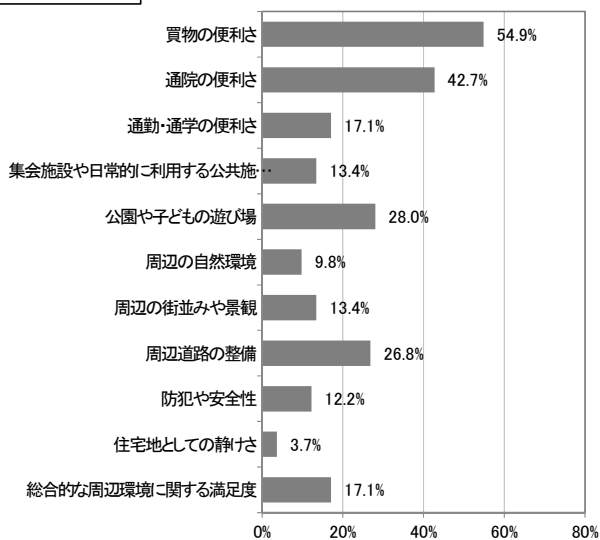
盃地区(N=105)



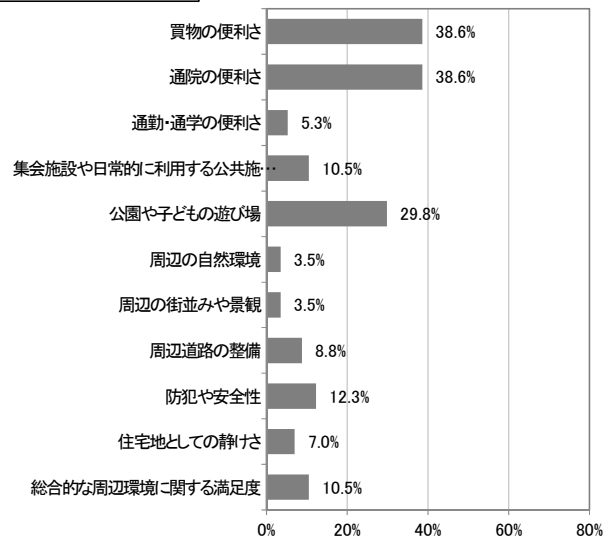
泊地区(N=118)



茅沼地区(N=82)



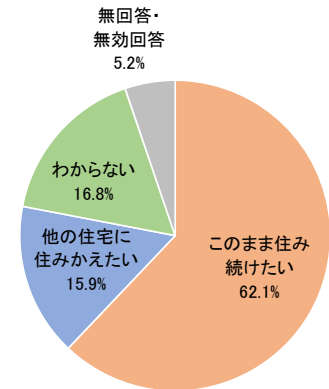
渋井・堀株地区(N=57)



問 6 今後の居留意向

- ①このまま住みたい ②他の住宅に住みかえたい ③わからない
- ・「このまま住みたい」が 62.1%と多くを占めています。

設問	回答数	割合
このまま住みたい	226	62.1%
他の住宅に住みかえたい	58	15.9%
わからない	61	16.8%
無回答・無効回答	19	5.2%
計	364	100.0%



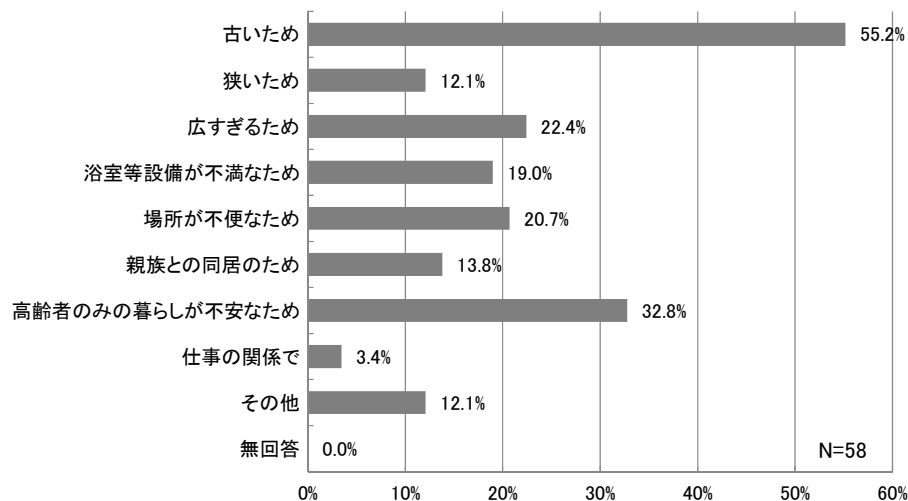
N=364

問 7 問 6 で「②他の住宅に住みかえる予定」を選択した理由

■住みかえたい理由は。(〇は3つまで)

- ①古いため ②狭いため ③広すぎるため
 ④浴室等設備が不満なため ⑤場所が不便なため
 ⑥親族との同居のため ⑦高齢者のみの暮らしが不安なため
 ⑧仕事の関係で ⑨その他 ()
- ・最も割合が多いのが「古いため」(55.2%)、次いで「高齢者のみの暮らしが不安なため」(32.8%)となっています。

設問	回答数	割合
古いため	32	55.2%
狭いため	7	12.1%
広すぎるため	13	22.4%
浴室等設備が不満なため	11	19.0%
場所が不便なため	12	20.7%
親族との同居のため	8	13.8%
高齢者のみの暮らしが不安なため	19	32.8%
仕事の関係で	2	3.4%
その他	7	12.1%
無回答	0	0.0%
サンプル数	58	-

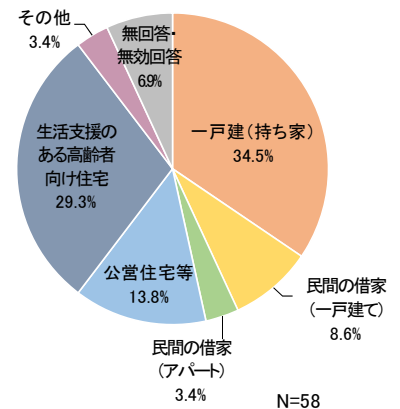


■住みかえたいのは、どのような住宅ですか。(1つに○)

- ①一戸建(持ち家) ②民間の借家(一戸建て) ③民間の借家(アパート)
④公営住宅等 ⑤生活支援のある高齢者向け住宅
⑥その他()

- ・住みかえを希望する世帯における住みかえ後に希望する住宅に関して、最も比率が高いのが「一戸建(持ち家)」34.5%であり、次いで「生活支援のある高齢者向け住宅」(29.3%)、「公営住宅等」(13.8%)となっています。

設問	回答数	割合
一戸建(持ち家)	20	34.5%
民間の借家(一戸建て)	5	8.6%
民間の借家(アパート)	2	3.4%
公営住宅等	8	13.8%
生活支援のある高齢者向け住宅	17	29.3%
その他	2	3.4%
無回答・無効回答	4	6.9%
計	58	100.0%

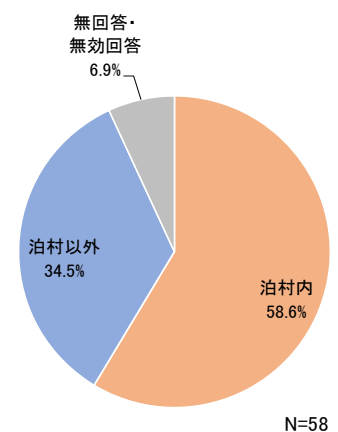


■住みかえたい場所は。(1つに○)

- ①泊村内(地区名:) ②泊村以外(市町村名:)

- ・「泊村内」が58.6%で「泊村以外」が34.5%となっています。

設問	回答数	割合
泊村内	34	58.6%
泊村以外	20	34.5%
無回答・無効回答	4	6.9%
計	58	100.0%



○村内希望で記載のあった場所

盃: 5/泊: 4/滝の澗: 3/茅沼: 3/臼別: 2/高齢者住宅: 1/セイコーマート: 1

○村外希望で記載のあった場所

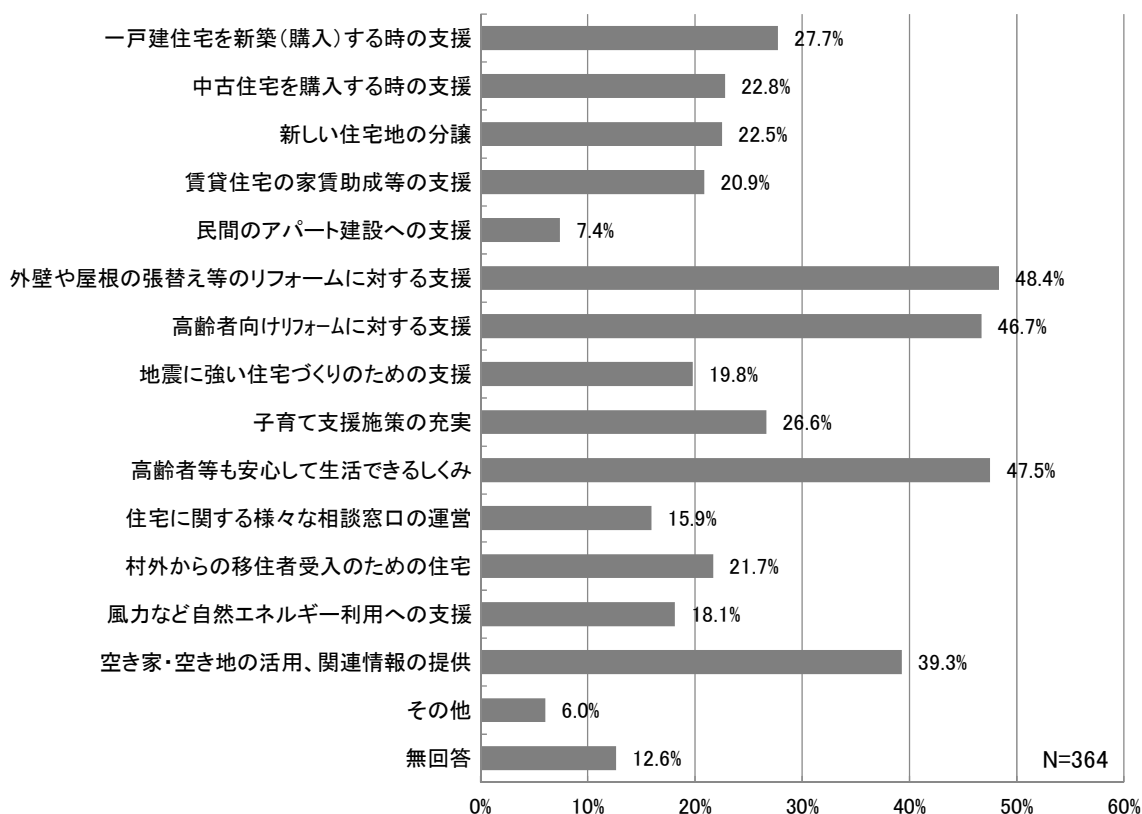
札幌: 8/小樽: 2/倶知安: 1

問 8 定住促進に向けた住宅・住環境に関する取り組みについて

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ①一戸建住宅を新築（購入）する時の支援 | ⑨子育て支援施策の充実 |
| ②中古住宅を購入する時の支援 | ⑩高齢者等も安心して生活できるしくみ |
| ③新しい住宅地の分譲 | ⑪住宅に関する様々な相談窓口の運営 |
| ④賃貸住宅の家賃助成等の支援 | ⑫村外からの移住者受入のための住宅 |
| ⑤民間のアパート建設への支援 | ⑬風力など自然エネルギー利用への支援 |
| ⑥外壁や屋根の張替え等のリフォームに対する支援 | ⑭空き家・空き地の活用、関連情報の提供 |
| ⑦高齢者向けリフォームに対する支援 | ⑮その他 |
| ⑧地震に強い住宅づくりのための支援 | () |

・最も割合が高いのが「外壁や屋根の張替え等のリフォームに対する支援」（48.4%）であり、次いで「高齢者等も安心して生活できるしくみ」（47.5%）、「高齢者向けリフォームに対する支援」（46.7%）などとなっています。

設問	回答数	割合
一戸建住宅を新築（購入）する時の支援	101	27.7%
中古住宅を購入する時の支援	83	22.8%
新しい住宅地の分譲	82	22.5%
賃貸住宅の家賃助成等の支援	76	20.9%
民間のアパート建設への支援	27	7.4%
外壁や屋根の張替え等のリフォームに対する支援	176	48.4%
高齢者向けリフォームに対する支援	170	46.7%
地震に強い住宅づくりのための支援	72	19.8%
子育て支援施策の充実	97	26.6%
高齢者等も安心して生活できるしくみ	173	47.5%
住宅に関する様々な相談窓口の運営	58	15.9%
村外からの移住者受入のための住宅	79	21.7%
風力など自然エネルギー利用への支援	66	18.1%
空き家・空き地の活用、関連情報の提供	143	39.3%
その他	22	6.0%
無回答	46	12.6%
サンプル数	364	-



住宅や住環境についての意見・要望など

自由記載の中で多く挙げられている意見は、次のようなものです

項目	概ねの意見数
①村の住宅施策に関する意見・要望 (公営住宅の入居・管理、民間アパート、新築用の土地、など)	18
②周辺の自然・環境に関する意見・要望 (公園整備、自然保全、など)	9
③高齢化に関する意見・要望	6
④除雪に関する意見・要望	5
⑤買い物やバスなどの生活利便性に関する意見・要望	5

7. 泊村の住宅と住環境に関する課題

(1) 課題の整理

①高齢者や子育て世帯をはじめ、村民誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境づくり

泊村の高齢化率は、平成7年以降は30%を超え高い水準で推移しており、平成27年度の国勢調査によると、65歳以上の高齢者人口は約35%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成30年3月30日発表）によると、今後ともこの傾向は続くものと想定され、2030年には36.3%、2035年には36.5%と徐々に増加していくことと推計されています。

このような中、泊村では、「第5次泊村総合計画（令和3年3月）」において、「行ってみたい・住んでみたい・帰ってきたい ふらり とまり」をむらづくりのテーマとし、「子育てしやすく教育環境の充実しているむら」や「高齢者も生きがいを持って暮らしているむら」などを将来像として、むらづくりを進めることとされています。

また、「泊村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期 令和3年3月）」においては、基本目標の一つとして、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」とし、子育て支援策の推進が記載されています。

上記のような流れを受け、泊村においては、子育て世帯をはじめとした若年世帯の居住支援に向け、民間住宅居住者層に対する「民間住宅家賃助成」、また、持ち家取得希望者層に対する「新築住宅等奨励金」による資金援助や、「ふるさと定住促進奨励事業」による各種支援を行っています。

一方、高齢者施策としては、村単独住宅において高齢者向住宅（白別新団地）を整備するとともに、福祉部局においては、高齢者向けの多様な在宅サービスを行っているところです。

また、「泊村の住宅・住環境に関するアンケート調査（令和2年9月実施）」によると、定住促進に向けて望まれることとして、「高齢者等も安心して生活できるしくみ」を挙げる回答者が約半数と多くを占めている状況にあります。

以上を踏まえ、今後とも高齢者や子育て世帯・若年者ほか、村民の誰もが安心して生活できるよう、住宅・住環境づくりや各種生活支援サービスの充実などを進めていくことが必要です。

②移住・定住による人口の確保ほか、むらづくりと連携した住宅・住環境づくり

泊村は、古くから鰯の千石場所として、また、道内最古の茅沼炭鉱を有するまちとして栄え、昭和 40 年代の村の人口は 4 千人以上を有していましたが、その後は人口減少が続き、平成 27 年の総人口は 1,771 人となっています。

今後の人口の見通しを検討するために策定された「泊村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（第 2 期 令和 3 年 3 月）」によると、2060 年（令和 42 年）の将来推計人口は 820～988 人と設定されているなど、今後とも人口減少はさらに進むものと想定されています。

このような中、泊村では、「泊村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期 令和 3 年 3 月）」において、基本目標として「水産業を活かし、安心して働ける場をつくる」、「泊村への新しい人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「安心して幸せに暮らすことができる魅力的な地域をつくる」、の 4 つを掲げ、人口減少の進行を緩和させるための定住・移住対策や暮らしの安全・安心を確保するための取り組みなどを進め、持続的な地域社会を創出することを目指しているところです。

このような背景から、泊村では、住宅支援として「住宅新築等奨励金」や「賃貸住宅家賃助成」による助成を行っており、また、この活用にあたっては、村内での 3 年以上の継続居住を条件とするなど、人口定着の視点を持ちながら制度の運用を行っています。

これとともに、むらの魅力や住みやすさに関する情報発信などと連携しながら、移住の促進に向けた取り組みについても進めています。

一方、「泊村の住宅・住環境に関するアンケート調査」によると、今後とも継続した居住意向が 6 割以上となっているなど、定住意向が高い状況にあり、また、定住のために必要な取り組みとして、「リフォーム支援」とともに、「空き家・空き地の活用、関連情報の提供」求める意見が多くなっているところです。

以上を踏まえ、今後とも定住促進策を進めていくとともに、人口減少が進む中においても持続的な地域づくりを進めるために、まちづくりとの連携を確保した住宅・住環境づくりを進めていくことが必要です。

③泊村の自然や地域性を活かした住宅・住環境づくり

泊村は、日本海と山々に囲まれた美しい景観を有しており、また、海岸沿いの奇岩などダイナミックな自然、日本海に沈む夕日と合わせて美しい風景を作り出しています。

このような中、泊村では、第4次泊村総合計画の中で、基本目標の一つとして「自然と環境にやさしい村づくり」が掲げられており、その施策として「景観形成」や「自然環境との共生」また「緑化の推進」などが位置付けられており、また、村民による景観整形活動の支援なども行われています。

また、景観形成の阻害要因であり倒壊の危険もある廃屋に関しては、その解体費用の助成についても進めているところです。

一方、「泊村の住宅・住環境に関するアンケート調査」によると、満足度が高い項目として、住宅地としての静けさ、周辺の自然環境が挙げられています。

以上を踏まえ、今後とも、泊村の自然条件などに十分に配慮しながら、特色ある景観を保全・創出・継承し、魅力ある豊かな住宅・住環境づくりを進めていくことが必要です。

④住宅セーフティネットを担う公営住宅等の適正管理

泊村においては、住宅に住む一般世帯に対する公営住宅等世帯の割合は28.7%と、後志管内町村部平均（13.6%）を大きく上回っている状況であり、公営住宅等への依存度が高い状況です。

また、村内には、公営住宅のみならず、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅や村単独住宅の整備も行われており、多様な世代の安定居住の受け皿として、また、人口定住を支える基盤として公営住宅等は重要な役割を担っているものといえます。

これらの公営住宅等は、村民はもとより村外からの移住・定住世帯に対しても住生活の安定のために重要な位置づけにあることを踏まえ、今後ともセーフティネットとしての役割を担っていくことが求められます。

これとともに、「泊村公共施設総合管理計画（平成29年3月）」などにに基づき、既存ストックの効果的な維持活用、長寿命化の視点をもちながら、「泊村公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、良質な住宅・住環境づくりを進めていく必要があります。

8. 泊村の住宅施策

(1) 基本理念・基本目標

前計画の「泊村住生活基本計画（平成 22 年 3 月）」においては、基本理念を「自然とともに暮らし、人と人がつながり支え合う、安心安全な住宅づくり」と設定し、泊村における、住宅・住環境づくりを進めることとしています。

また、基本理念を実現するための基本目標として、次の 4 つが掲げられています。

- ・基本目標①：子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい環境づくり
- ・基本目標②：誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり
- ・基本目標③：豊かな自然環境を活用・保全する住まい環境づくり
- ・基本目標④：むらのにぎわいを創出する住まい環境づくり

泊村の住宅・住環境づくりにおいては、今後とも、良好な自然資源や特色ある景観を活かして、誰もが安心安全に暮らせることが大切といえること、また、上述のような「人々の安心安全な暮らし」・「良質な住宅確保」・「自然の保全・活用」・「にぎわい創出」についても必要な視点であるといえることから、基本理念や基本目標については前計画を継承していくこととします。

【泊村住生活基本計画 基本理念】

自然とともに暮らし、
人と人がつながり支え合う、
安心安全な住宅づくり」

【基本目標】

- I. 子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい環境づくり
- II. 誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり
- III. 豊かな自然環境を活用・保全する住まい環境づくり
- IV. むらのにぎわいを創出する住まい環境づくり

（２）施策の検討

基本目標に基づき、泊村で展開すべき住宅施策を以下のように設定します。

■基本目標Ⅰ 子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住 まい環境づくり

○方針① 高齢者等が安心して生活できる住宅づくり

１）福祉・保健施策との連携

- ・泊村における福祉や介護等の関連計画に基づく施策との連携により、高齢者等の安心居住に向けた総合的な取組を進めていきます。
- ・介護保険制度等に基づく住宅改修等のハード施策、また、在宅支援などのソフト施策との連携を進め、安全な住宅づくりと安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ・既存の緊急通報システムの活用などもあわせ、高齢者等の見守り活動を進めていきます。

２）関連団体等との連携による横断的な施策展開

- ・社会福祉協議会ほか福祉関連団体等との連携により、誰もが安心して生活できる福祉関連サービスの提供を進めていきます。
- ・村内の高齢者福祉施設等の活用や連携にあわせ、高齢者等の安心居住に向けた多様なニーズへの対応を検討していきます。

３）公営住宅等における高齢者対策の推進

- ・老朽化した公営住宅の建替整備にあたっては、「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」に基づいて、高齢者の身体機能の低減や車いすの利用に配慮した住宅づくりを行っていきます。
- ・既存の高齢者向き住宅である「臼別新団地（村単独住宅）」の継続管理を進め、高齢者の安全な居住の受け皿として活用していきます。

○方針② 子育てを支援する環境づくり

1) 子育て世帯等への住宅支援

- ・持ち家を持たない子育て世帯などに対して、「賃貸住宅家賃助成」や「住宅新築等奨励金」の運用により、民営借家居住、また、持ち家取得希望世帯のそれぞれに対する住宅支援を継続していきます。
- ・子育て世帯の居住ニーズを踏まえ、子育てを支援する多様な居住支援策を検討します。

2) 子育て支援策との連携

- ・ふるさと定住促進奨励事業による支援や福祉関連施策など、他部門における子育てに関する取り組みと一体的かつ総合的に進め、子育て世帯が住みやすいむらづくりに取り組んでいきます。

○方針③ 多様な世帯への居住支援

1) 既存制度等を活用した支援

- ・既存の「住宅新築等奨励金」の活用による新築・中古住宅取得の双方への対応、また、「賃貸住宅家賃助成」による民間アパートの居住世帯に対する支援など、持ち家のみならず村内における多様な居住ニーズに対する支援を継続していくとともに、新たなニーズへ対応した施策等についても検討していきます。
- ・中堅所得者層に対応した特定公共賃貸住宅の管理継続とともに、【★新規】需要に応じた新たな特定公共賃貸住宅等（みなし特定公共賃貸住宅）の確保を行っていきます。

2) 多面的な情報発信

- ・村のホームページやパンフレット等、多様な媒体を活用し、高齢者の安心居住に関する情報や、地域の魅力 PR と一体となった移住関連情報など、住宅に関する多様な情報発信を行っていきます。

■基本目標Ⅱ 誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり

○方針① 移住・定住の促進

1) 定住の基盤となる持ち家取得の促進

- ・既存の「住宅新築等奨励金」を活用し、村内での定住の基盤となる持ち家取得を促進していきます。
- ・「しりべし空き家バンク」の活用とともに、【★新規】村独自の空き家・空き地情報の提供などにより、住宅や宅地の取得の支援を行っていきます。

2) 移住等に関する取り組みの推進

- ・「泊村まち・ひと・しごと創生総合戦略」における位置づけ等を踏まえ、観光振興などと一体的となって、移住促進に向けた PR や環境整備等を行っていきます。
- ・移住を希望する方への情報提供とともに、空き家等を活用した産業体験などの居住の場づくりを検討していきます。

○方針② 安全で快適な住宅ストックの確保

1) 質の高い住宅づくりの促進

- ・質の高い住宅づくりにむけて北海道が行っている「きた住まいる」や「北方型住宅 2020」などの制度に関し、必要に応じて情報提供等を行っていきます。
- ・「泊村耐震改修促進計画」に基づいて、地震に強い住宅づくりを進めていきます。

2) 既存ストックの活用促進

- ・【★新規】村独自の空き家・空き地情報の提供など、空き家・空き地に関連する情報の集約・整理を進め、中古住宅の流通・活用に向けた環境整備を行います。
- ・既存のリフォーム相談窓口の活用や、「住宅新築等奨励金」の運用によるリフォームの促進により、既存ストックの有効活用を進めていきます。

○方針③ 中長期を見据えた公営住宅等の計画的な管理・運営

1) 住宅セーフティネットとしての安定供給

- ・現行の「泊村公営住宅等長寿命化計画」について、今後の円滑な事業実施に向けて各団地の現状にあわせた見直しを行っていきます。
- ・むらの将来人口の見通しや地域バランスを踏まえ、公営住宅等の管理戸数の設定・検討を行っていきます。

2) 建替や改善など、事業の推進

- ・需要に応じた老朽化している団地の建替事業や、今後長期にわたり活用を図っていくべき団地の改善事業ほか、各団地の状況を踏まえ必要となる事業の円滑な推進を図っていきます。

■基本目標Ⅲ 豊かな自然環境を活用・保全する住まい環境づくり

○方針①豊かな自然環境との共生

1) 地域固有の自然景観の維持保全・活用

- ・海と山林に囲まれたダイナミックな自然環境・景観を守り、次世代に継承していくための取り組みを進めていくとともに、地域の歴史・文化などが感じられる場の創出やPRを進めていきます。

2) 自然資源の活用

- ・【★新規】持続可能で地球にやさしいむらづくりに向けて、地域の特性にあった新エネルギーの利用について検討します。

○方針② 自然に配慮した住宅・住環境づくり

1) 身近な住環境の整備

- ・倒壊の危険があり景観上の阻害要因となっている廃屋について、既存の「廃屋解体助成制度」の活用により、除却を促進していきます。
- ・地域が主体になって実施する花壇整備や植栽等の推進を図り、緑豊かな住環境づくりを進めていきます。

2) 環境・衛生への配慮

- ・公営住宅等における長寿命化や民間のリフォームによる長期的な活用等を通して、建設系廃棄物の抑制を進めていきます。
- ・【★新規】生活排水による公共水域の環境保全に向け、下水道施設の計画的な更新・維持管理を行っていきます。

■基本目標Ⅳ むらのにぎわいを創出する住まい環境づくり

○方針① 地域と一体で進める住環境づくり

1) 地域特性に配慮した居住環境づくり

- ・【★新規】泊村の地形的な特性を踏まえ限られた土地の有効活用に向け、村独自の空き家・空き地情報の提供とともに、住宅建築のための土地の造成・販売などを通して、新たな住宅地の取得を支援していきます。
- ・村の地形条件や産業特性などから大きく5つに地区が分かれている泊村の市街地において、その歴史や自然環境などの特性を踏まえた住環境づくりを進めていきます。

2) 地域・コミュニティとの連携

- ・既存の地域コミュニティを活かした高齢者等見守り活動などの生活支援を進めていきます。
- ・ボランティア活動や、地域が主体となって行われるコミュニティ活動等の促進を図っていきます。

○方針② 安全・快適なまちづくり

1) 暮らしを支える環境づくり

- ・安全かつ快適に暮らすことのできる住環境づくりに向けて、道路や公園等の整備・更新を進めていきます。

2) まちの安全性の向上

- ・【★新規】道路や公共施設等におけるバリアフリー化に配慮した環境づくりを検討します。
- ・【★新規】避難路や避難施設などの整備による、災害に強いまちづくりを進めていきます。

■「泊村住生活基本計画」における施策体系

基本理念	基本目標	展開方向	実施方策	主な内容
自然とともに暮らし、 人と人がつながり支 え合う、安心安全な住 宅づくり	【基本目標Ⅰ】 子どもから高齢者、障がい者まですべての人 が安全に安心して暮らせる住まい環境づくり	①高齢者等が安心して生活できる住宅づくり	1)福祉・保健施策との連携	・泊村における福祉や介護等の関連計画との連携による総合的な取組推進 ・介護保険制度等に基づくサービスとの一体的推進 ・緊急通報システムの活用や高齢者等の見守り活動の推進、など
			2)関連団体等との連携による横断的な施策展開	・福祉関係団体等との連携による、関連サービスの提供 ・高齢者の安心居住に向けた多様なニーズへの対応検討、など
			3)公営住宅等における高齢者対策の推進	・老朽化住宅の建替にあわせたユニバーサルデザインの導入 ・旧別新団地(高齢者住宅)の継続的な維持管理、など
		②子育てを支援する環境づくり	1)子育て世帯等への住宅支援	・「住宅新築等奨励金」や「賃貸住宅家賃助成」などの既存の助成制度を活用した、子育て世帯への住宅支援 ・子育てを支援する多様な居住支援の検討、など
			2)子育て支援策との連携	・ふるさと定住促進奨励事業ほか、子育てに関する各種支援事業との連携、など
		③多様な世帯への居住支援	1)既存制度等を活用した支援	・様々なニーズへの対応した持ち家・賃貸双方への居住支援の継続、新たなニーズへの対応検討 ・特定公共賃貸住宅の継続管理、需要に応じた新規特公賃等(みなし特公賃)の確保、など
			2)多面的な情報発信	・高齢者の安心居住や、地域の魅力PRと一体となった移住関連情報などの発信
	【基本目標Ⅱ】 誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり	①移住・定住の促進	1)定住の基盤となる持ち家取得の促進	・「住宅新築等奨励金」の活用による持ち家建設の促進 ・空き家・空き地情報の提供による、住宅・宅地取得への支援、など
			2)移住等に関する取り組みの推進	・既存制度のPR・活用ほか、移住に関する取り組み推進、支援環境づくり ・移住の情報提供や、空き家等を活用した居住の場づくりの検討、など
		②安全で快適な住宅ストックの確保	1)質の高い住宅づくりの促進	・きた住まいる制度などの紹介・PR ・地震に強い住宅づくりに向けた取り組みの推進、など
			2)既存ストックの活用促進	・空き家・空き地に関する情報の集約・整理など、中古住宅の流通・活用に向けた環境整備 ・リフォーム相談窓口や既存制度の活用による既存ストックの活用、など
		③中長期を見据えた公営住宅等の計画的な管理・運営	1)住宅セーフティネットとしての安定供給	・今後の円滑な事業展開に向けた、公営住宅等長寿命化計画の見直し ・地域バランスや需要に応じた管理戸数の設定・検討、など
			2)建替や改善など、事業の推進	・老朽住宅の建替事業や長期にわたる活用に向けた改善事業ほか、各団地の状況に応じた事業の実施、など
	【基本目標Ⅲ】 豊かな自然環境を活用・保全する住まい環境 づくり	①豊かな自然環境との共生	1)地域固有の自然景観の維持保全・活用	・泊村の有する美しい自然資源や景観の保全・活用・PR、など
			2)自然資源の活用	・村の特性にあった新エネルギー導入の検討、など
		②自然に配慮した住宅・住環境づくり	1)身近な住環境の整備	・「空き家解体助成制度」の運用による、景観阻害の要因となる空き家の解体促進 ・地域が主体となった道路沿道や住宅周辺での植栽や緑化、など
			2)環境・衛生への配慮	・長寿命化等による住宅建設分野における廃棄物抑制 ・下水道施設の計画的な更新・維持管理による公共水域の環境保全、など
	【基本目標Ⅳ】 むらのにぎわいを創出する住まい環境づくり	①地域と一体で進める住環境づくり	1)地域特性に配慮した居住環境づくり	・空き地、空き家の利用や住宅建築のための土地の造成・販売など、限られた土地の有効活用 ・地域特性を踏まえた住環境づくり、など
			2)地域・コミュニティとの連携	・地域コミュニティを活かした、高齢者の生活支援等の実施 ・ボランティア活動やコミュニティ活動の促進、など
		②安全・快適なまちづくり	1)暮らしを支える環境づくり	・安全・快適に暮らすことのできる住環境づくりに向けた、道路・公園等の整備・更新、など
			2)まちの安全性の向上	・道路や公共施設等におけるバリアフリー化の検討 ・避難路・避難施設等による災害に強いまちづくり、など

(3) 公営住宅等の需要の見通し

①上位計画の位置づけによる推計

1) 目標年次（令和 12 年）における総人口

「第 5 次泊村総合計画（令和 3 年 3 月）」において、令和 12 年（2020 年）の目標人口は、次のようにされています。

令和 12 年（2030 年）の泊村の目標人口：1,450 人程度

2) 目標年次における一般世帯人員

泊村の「総人口」に対する「一般世帯人員」の現況割合から、令和 12 年の一般世帯人員は、1,380 人程度と想定されます。

$$\bullet \text{ H27 年の一般世帯人員} \div \text{総人口} = 1,675 \div 1,771 = 0.95$$

$$\bullet \text{ R12 年の一般世帯人員} = \text{R12 総人口} \times 0.95 = 1,450 \times 0.95 = 1,377.5 \div 1,380$$

3) 目標年次における主世帯数

国立社会保障・人口問題研究所によると、北海道の「一般世帯における平均世帯人員」は、令和 12 年で 1.97 と推計されています。

ここで、泊村における一般世帯の一世帯当たり人員の現況値（H27）は 1.89、北海道の同値は 2.13 であり、その割合は $1.89 \div 2.13 = 0.89$ となっています。

この現況割合から、令和 12 年における泊村の一般世帯の一世帯当たり人員は 1.75 と想定されます。

$$\bullet \text{ R12 年の一般世帯の一世帯当たり人員}$$

$$= \text{R12 の北海道値} \times 0.89 = 1.97 \times 0.89 = 1.75$$

これより、R12 年における泊村の一般世帯数は次のように想定されます。

$$\bullet \text{ R12 の一般世帯数} = 1,380 \div 1.75 = 788.6 \div 790$$

また、泊村における一般世帯数に対する主世帯数の現況値は 0.84（ $740 \div 884 = 0.84$ ）であることから、令和 12 年の泊村の主世帯数は 665 世帯と想定されます。

$$\bullet \text{ R12 年の主世帯数} = \text{一般世帯数} \times 0.84 = 790 \times 0.84 = 663.6 \div 665$$

令和 12 年の泊村の主世帯数：665 世帯

（主世帯：持ち家・公営住宅等・民営借家・給与住宅に居住する世帯）

4) 目標年次における住宅所有形態別世帯数

今後 10 年程度は現状の所有形態割合に大きな変化はないものとする、泊村の住宅所有形態別世帯数は、次のように想定されます。

表 泊村の令和 12 年における住宅所有形態別世帯数の内訳

現況値 (平成27年国勢調査)		令和12年		
項目	割合	項目	実数	割合
主世帯	100%	主世帯	665 世帯程度	100%
持ち家	61%	持ち家	405 世帯程度	61%
公営住宅等	29%	公営住宅等	190 世帯程度	29%
民営借家	5%	民営借家	35 世帯程度	5%
給与住宅	5%	給与住宅	35 世帯程度	5%

②「ストック推計プログラム」による推計

以下に、国により示されている「ストック推計プログラム（将来の「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計）」にもとづき、『公営住宅の施策対象（本来階層及び裁量階層）』の世帯数を推計し、次に、その対象世帯のうち『自力では最低居住面積水準を達成することが著しく困難な年収である世帯』を推計します。

1) 将来世帯数の推計結果

ストック推計プログラムによる泊村の将来世帯数の推計を下表に示します。

計画期間である令和 12 年（2030 年）の推計値は 771 世帯とされています。

表 泊村における世帯数の推計結果

世帯主 の年齢	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年	2025年	R12 2030年	2035年	2040年
総数	851	884	829	799	771	733	685
20歳未満	1	2	2	2	2	2	2
20～24歳	7	16	13	14	12	7	10
25～29歳	23	27	28	25	25	24	17
30～34歳	44	36	28	34	28	30	28
35～39歳	70	65	50	41	50	44	47
40～44歳	50	105	81	62	49	56	48
45～49歳	78	72	98	86	68	52	60
50～54歳	106	76	78	106	91	74	54
55～59歳	91	88	79	82	117	107	86
60～64歳	58	83	68	61	61	85	77
65～69歳	90	72	82	68	63	62	82
70～74歳	66	86	79	81	67	63	62
75～79歳	75	61	60	61	58	48	44
80～84歳	62	55	50	47	52	49	40
85歳以上	30	52	46	42	38	41	40

2) 公営住宅の施策対象世帯数

同様に、前述プログラムによる令和12年(2030年)における泊村の「公営住宅の施策対象世帯数」は、以下の様に推計されます。

【令和12年(2030年)の「公営住宅の施策対象世帯数」】

住宅の所有関係	世帯人員	合計
借家	1人	37
	2人	38
	3人	22
	4人	15
	5人	6
	6人以上	2
	合計	120

令和12年の「公営住宅の施策対象世帯数」：約120世帯

3) 公営住宅の施策対象世帯のうち「著しい困窮年収未満の世帯数」

同様に、令和7年(2025年)と令和12年(2030年)の泊村の「公営住宅の施策対象世帯数のうち著しい困窮年収未満の世帯数」は、以下の様に推計されます。

【令和12年(2030年)の公営住宅の施策対象世帯数のうち著しい困窮年収未満の世帯数】

世帯人員	合計
1人	10
2人	11
3人	8
4人	5
5人	1
6人以上	1
合計	35

令和12年の「公営住宅の施策対象世帯のうち著しい困窮年収未満の世帯数」：約35世帯

③目標年次における公営住宅等戸数の考え方

泊村における現在の公営住宅等の世帯数は215世帯(国勢調査 住宅に住む一般世帯に対する割合：28.7%)であり、後志管内町村の平均値(13.6%)を大きく上回っており、管内では3番目に高い割合となっています。

このような中、泊村においては、「泊村まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」において、「泊村への新しい人の流れをつくる」などを基本目標の一つに掲げ、住宅環境の整備を推進することを施策の柱に据えているところであり、今後の持続的な村づくりを進めるにあたって、住宅セーフティネットを担う公営住宅等の果たすべき役割は大きいものと考えられます。

泊村における令和12年の公営住宅等の管理戸数については、将来的な人口減少を踏まえつつも、上述のような、管内でも公営住宅等依存度が高い状況、また、今後より一層の高齢化が進行する中での住宅セーフティネットとしての役割の重要性などを勘案し、急激な戸数減少はまちづくりに対する大きな影響が懸念されることから、

当面10か年程度は、空き家を集約して徐々に用途廃止を進めていくことなどにより、現状よりも若干の戸数減としていきます。

9. 施策の実現に向けて

(1) 施策の実現に向けた連携の必要

本計画の着実な計画の推進を図っていくため、計画の策定主体である泊村のみならず、住民や住宅関連事業者・関連団体等が相互に連携して総合的に進めていくことが必要といえます。

①住民及び村内の産業関連団体・事業者との連携

住宅施策は住民の生活と密接に関わっていることから、地域の要望を的確に捉えた施策の実施が必要です。また、各種施策の実施にあたっては、住民の幅広い理解と協力が不可欠といえます。

このようなことから、住民が必要とされる情報が容易に得られるようにするとともに、その連携に努めていくことが必要となります。

また、住民のみならず、地域振興の視点を持ち、村内の工務店や建設関連団体、その他の産業関連団体や事業者ほか幅広い主体の参画・連携により、効果的な事業展開を行っていくことも必要となります。

②国などの関係機関・関連団体等との連携

1) 国及び国の機関等

住生活基本法ほか住宅と密接に関係する各種法律や種々の大綱・方針等は国の住宅政策の基本をなすものであり、これらを十分に踏まえるとともに、各事業実施に際しては、国の交付金や補助金の効果的な活用を図っていくことが必要となります。

2) 北海道

北海道の住宅施策についてまとめている「北海道住生活基本計画」を踏まえるとともに、事業の実施にあたっては十分な連携・調整を図っていくことが必要となります。

3) 関連団体

各種施策の推進に向け、関連団体等の協力・連携により効果的な展開が見込まれる場合などは、適宜これらの団体や人材との連携を図っていくことが必要となります。

③庁内関連部局との連携

住宅施策の実現にあたっては、その範囲が広範かつ多岐にわたるものであることから、関係する各部局との連携のもと、一体的・総合的に取り組んでいくことが必要となります。

資料編

1. 泊村住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置要綱
2. 泊村住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会開催状況
3. 「泊村の住宅・住環境に関するアンケート調査」調査票

1. 泊村住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置要綱

令和2年7月17日

要綱第11号

(設置)

第1条 本村における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画である「泊村住生活基本計画」（以下「住生活基本計画」という。）及び公営住宅等の予防保全的な観点からの維持管理や改善等に関する計画である「泊村公営住宅等長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」という。）を策定するにあたり、泊村住生活基本計画及び泊村公営住宅等長寿命化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、その結果を村長に報告する。

- (1) 住生活基本計画における住生活の安定確保に係る施策の見直しに関すること。
- (2) 住生活基本計画における住生活の向上促進に係る施策の見直しに関すること。
- (3) 長寿命化計画における公営住宅の維持管理や改善等の活用手法・事業計画の見直しに関すること。
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、計画の見直しに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

2 委員長は、副村長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定終了をもって満了とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、建設水道課に置く。

(補則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

別表

委 員 長	副村長	
委 員	参事	
委 員	総務課長	
委 員	企画振興課長	
委 員	財政課長	
委 員	保健福祉課長	
委 員	住民生活課長	
委 員	保育所長	
委 員	産業課長	
委 員	教育委員会次長	
委 員	議会事務局長	
事 務 局	建設水道課	
業務委託者	株式会社ドーコン	
オブザーバー	後志総合振興局建設指導課	

2. 泊村住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会開催状況

回	開催日	議事
第1回	令和2年8月25日	(1) 計画策定の趣旨やスケジュール等について (2) 「泊村住生活基本計画」 住宅を取り巻く現状等について (3) 「泊村公営住宅等長寿命化計画」 公営住宅等の現状等について (4) アンケート調査について
第2回	令和2年12月24日	(1) 「泊村住生活基本計画」 アンケート結果と施策案等について (2) 「泊村公営住宅等長寿命化計画」 アンケート結果と整備方向案等について
第3回	令和3年3月16日	(1) 「泊村住生活基本計画（案）」について (2) 「泊村公営住宅等長寿命化計画（案）」について

3. 「泊村の住宅・住環境に関する調査」アンケート調査票

配付：令和2年9月25日（金）発送
回収：令和2年10月7日（水）投函締切

公営住宅等以外にお住まいの方へ

泊村の住宅・住環境に関するアンケート調査 ～ご協力をお願い～

日ごろより、本村のまちづくりにつきましても、深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび泊村では、住宅施策の総合的な推進に向けて「泊村住生活基本計画」等の策定作業を進めております。この中で、村民の皆様のご意見をお聞かせいただくために、アンケート調査をお願いすることとしました。

このアンケートは統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはない、皆様にご迷惑をおかけすることはありません。

お忙しいところ恐縮ですが、本調査の目的・趣旨をご理解のうえ、ご協力いただけますようお願い致します。

令和2年9月

泊村

＜ご回答にあたっての留意事項＞

- ・このアンケート調査は、泊村内に在住する方のうち、公営住宅等以外にお住まいの世帯主様をお願いしています。
- ・ご回答いただくのは、同一世帯の構成員であればどなたでもかまいません。
- ・ご回答は、設問の説明に沿って、該当する選択肢の番号に○印を付けてください。（文字の記入が必要な設問もあります。）
- ・設問によって○印を付ける数が異なりますので、ご注意願います。
- ・アンケート調査の結果は、統計的に処理し、目的以外に使用することはありません。
- ・ご記入いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、

令和2年10月7日（水）までに郵便ポストにご投函ください。
（返信用封筒には、切手を貼る必要も、またお名前を記入する必要もありません）

＜お問い合わせ先＞

泊村役場 建設水道課

電話：0135-75-2140

アンケート調査回答用紙

ご回答後、この調査票を同封の返信用封筒にて郵送願います（切手不要）

あなた自身とご家族、お住まいの状況についておたずねします。

問 1 あなたとご家族のことについて、おたずねします。
それぞれ、あてはまるもの 1 つに〇印 をつけてください。

(1) あなたの性別および年齢は

性別 ①男 ②女

年齢 ①10代 ②20代 ③30代 ④40代
⑤50代 ⑥60代 ⑦70歳以上

(2) あなたの家族構成は

①1人(同居者なし) ②2人 ③3人
④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

(3) あなたを含め、ご家族に65歳以上の方がいらっしゃいますか

①いる ②いない

(4) あなたが通勤（通学）している地域はどこですか。

①泊村内 ②岩内町 ③共和町 ④神恵内村 ⑤倶知安町
⑥その他（ ） ⑦通勤（通学）していない

問 2 あなたがお住いの地域を選んでください。(1 つに〇)

①盃地区 ②泊地区
③茅沼地区 ④渋井・堀株地区

問 3 現在お住まいの住宅の種類を選んでください。(1 つに〇)

①持ち家（一戸建） ②民営の借家（一戸建） ③民営の借家（アパート）
④寮・社宅・官舎・教員住宅等 ⑤その他（ ）

問 4 あなたの世帯が、現在の住宅にお住まいになってからの年数を選んでください。
(1 つに〇)

①5年未満 ②5年～10年未満 ③10年～20年未満
④20年～30年未満 ⑤30年～40年未満 ⑥40年以上

現在のお住まいや周辺環境の満足度についておたずねします。

問5 あなたのお住まいや周辺環境の現状で、あなたのお気持ちに最も近いものを項目別に1つずつ選んでください。(それぞれ1つに〇)

【住戸などについて】

項目	満足	ほぼ満足	どちらでもない	やや不満	不満
(1) 住宅の広さ	1	2	3	4	5
(2) 住宅の間取り	1	2	3	4	5
(3) 収納スペース	1	2	3	4	5
(4) トイレ・台所・浴室等の設備	1	2	3	4	5
(5) 日当たり・風通し	1	2	3	4	5
(6) 防音	1	2	3	4	5
(7) 暖かさ・断熱性	1	2	3	4	5
(8) 段差の解消・手すりの設置など 高齢者への配慮	1	2	3	4	5
(9) 駐車場・駐車スペース	1	2	3	4	5
(10) 雪の処理	1	2	3	4	5
(11) 総合的な住宅に関する満足度	1	2	3	4	5

【周辺環境について】

項目	満足	ほぼ満足	どちらでもない	やや不満	不満
(1) 買物の便利さ	1	2	3	4	5
(2) 通院の便利さ	1	2	3	4	5
(3) 通勤・通学の便利さ	1	2	3	4	5
(4) 集会施設や日常的に利用する 公共施設等の便利さ	1	2	3	4	5
(5) 公園や子どもの遊び場	1	2	3	4	5
(6) 周辺の自然環境	1	2	3	4	5
(7) 周辺の街並みや景観	1	2	3	4	5
(8) 周辺道路の整備	1	2	3	4	5
(9) 防犯や安全性	1	2	3	4	5
(10) 住宅地としての静けさ	1	2	3	4	5
(11) 総合的な周辺環境に関する満足度	1	2	3	4	5

～裏面にも設問があります～

あなたの世帯の、今後（将来）の居住意向についておたずねします。

問6 今後の居住のお考えを選んでください。（1つに○）

- ①このまま住み続けたい ②他の住宅に住みかえたい ③わからない

問7 「問6」で「②他の住宅に住みかえたい」を選んだ方におたずねします。

■住みかえたい理由は、（○は3つまで）

- ①古いため ②狭いため ③広すぎるため
④浴室等設備が不満なため ⑤場所が不便なため
⑥親族との同居のため ⑦高齢者のみの暮らしが不安なため
⑧仕事の関係で ⑨その他（ ）

■住みかえたいのは、どのような住宅ですか。（1つに○）

- ①一戸建（持ち家） ②民間の借家（一戸建て） ③民間の借家（アパート）
④公営住宅等 ⑤生活支援のある高齢者向け住宅
⑥その他（ ）

■住みかえたい場所は、（1つに○）

- ①泊村内（地区名： ） ②泊村以外（市町村名： ）

定住促進に向けた、住宅・住環境に関する取り組みについておたずねします。

問8 今後、泊村内での定住を進めていく上で、重要と思われる取り組みを選んでください。（○はいくつでも可）

①一戸建住宅を新築（購入）する時の支援	⑨子育て支援施策の充実
②中古住宅を購入する時の支援	⑩高齢者等も安心して生活できるしくみ
③新しい住宅地の分譲	⑪住宅に関する様々な相談窓口の運営
④賃貸住宅の家賃助成等の支援	⑫村外からの移住者受入のための住宅
⑤民間のアパート建設への支援	⑬風力など自然エネルギー利用への支援
⑥外壁や屋根の張替え等のリフォームに対する支援	⑭空き家・空き地の活用、関連情報の提供
⑦高齢者向けリフォームに対する支援	⑮その他（ ）
⑧地震に強い住宅づくりのための支援	

住宅や住環境に関して、意見・ご要望などございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました